

羽島市男女共同参画プラン（案）

羽 島 市

目 次

第1章 策定にあたって.....	1
1 プランの趣旨	1
2 男女共同参画を取り巻く近年の動き	2
3 プランの位置づけ.....	6
4 プランの期間	7
5 プランの策定体制.....	7
第2章 羽島市の現状.....	8
1 統計資料からみる現状.....	8
2 アンケート調査からみる現状	19
第3章 プランの内容	37
1 基本理念	37
2 重点的な取組方針	38
3 プランの体系	40
4 施策一覧	42
基本目標1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり	47
方針1 人権を尊重する意識の醸成.....	47
方針2 男女平等を基本とする教育・学習の充実	49
基本目標2 男女がともに働くための環境づくり【羽島市女性活躍推進計画】.....	51
方針1 仕事と家庭を両立するための環境づくり.....	51
方針2 職場における男女平等の実現	55
基本目標3 男女がともに担うまちづくり	56
方針1 女性の社会参加の促進	56
方針2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進.....	57
基本目標4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり.....	60
方針1 自立を支える健幸と福祉の推進	60
方針2 心と体の健幸づくり.....	62
基本目標5 男女間の暴力がない社会づくり【羽島市 DV 防止対策基本計画】.....	64
方針1 暴力を許さない社会づくり.....	64
方針2 安心して生活できる社会づくり.....	65
第4章 プランの推進	67
1 市役所における推進体制の整備.....	67
2 市民参加によるプランの推進	68
3 国・県・他の自治体との連携と情報収集	68
4 プランの進行管理.....	68
5 指標一覧	69

資 料	75
男女共同参画社会基本法（抄）	75
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	89
羽島市男女共同参画懇話会設置要綱	99
羽島市男女共同参画推進会議設置要綱	100

第1章 策定にあたって

1 プランの趣旨

近年、少子化・高齢化の進行や、地域社会における人間関係の希薄化、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会情勢が変化する中、活力ある社会を構築していくためには、あらゆる分野において男女がともに自らの意思で参画し、お互いの人権が尊重された社会をつくることますます重要になっています。

本市では、市民一人ひとりが尊重され、男女にかかわらず個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成27年に「羽島市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策を実施してきました。

その間、国においては、社会全体で女性の活躍を支援する動きが拡大し、平成27年に女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。また、同年に国連においては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で示された持続可能な開発目標（SDGs）¹の1つに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、本プランに関係が深い目標が盛り込まれるなど、女性の地位の向上が世界的にも重要視されています。

一方で、平成30年度に実施した「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をみると、未だ家事・育児・介護等の役割を女性が担っている割合が高く、固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く残っている現状にあり、家庭生活、地域社会、就業の場などさまざまな分野において、解決すべき多くの課題が存在していることが明らかになりました。

このような状況の中、社会情勢の変化や市民意識調査の結果等を踏まえ、国や県の動向を勘案し、令和2年度からの新たな「羽島市男女共同参画プラン」を策定し、市民、議会及び市長等の協働のもとに総合的、計画的に取り組みを推進しながら、より一層の男女共同参画社会の実現を目指します。

¹ 持続可能な開発目標（SDGs）：平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載の2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことがうたわれている。

2 男女共同参画を取り巻く近年の動き

わが国における男女共同参画の取組みは、平成 27 年に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」に基づき推進されています。

岐阜県では、令和元年に「岐阜県男女共同参画計画（第 4 次）」が策定されています。

【男女共同参画を取り巻く社会の動向】

年	世界	国	岐阜県	羽島市
昭和 50 年 (1975 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 		
昭和 52 年 (1977 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題連絡会議設置 	
昭和 54 年 (1979 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性差別撤廃条約」署名 	<ul style="list-style-type: none"> 第 I 期婦人問題懇話会設置 	
昭和 55 年 (1980 年)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 			
昭和 56 年 (1981 年)	国連婦人の十年	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 		
昭和 57 年 (1982 年)			<ul style="list-style-type: none"> 第 II 期婦人問題懇話会設置 	
昭和 58 年 (1983 年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題に関する県民の意識調査」の実施 	
昭和 59 年 (1984 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 第 I 期婦人問題推進会議設置 	
昭和 60 年 (1985 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准 	
昭和 61 年 (1986 年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県婦人行動計画」策定 第 II 期婦人問題推進会議設置 	
昭和 62 年 (1987 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定 		
平成元年 (1989 年)			<ul style="list-style-type: none"> 女性の世紀 21 委員会設置 	
平成 2 年 (1990 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 			
平成 3 年 (1991 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「調査研究報告書」(女性の世紀 21 委員会) 	

年	世界	国	岐阜県	羽島市
平成 4 年 (1992 年)			・どう変わればいい女性と男性県民意識調査」実施	
平成 5 年 (1993 年)			・「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀 21 委員会)	
平成 6 年 (1994 年)		・男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定 ・岐阜県男女共同参画社会づくり推進本部設置	
平成 7 年 (1995 年)	・第 4 回世界女性会議ー平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)		
平成 8 年 (1996 年)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
平成 9 年 (1997 年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
平成 10 年 (1998 年)			・「第 3 次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀 21 委員会)	
平成 11 年 (1999 年)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行	・「ぎふ男女共同参画プラン」策定	・「羽島市男女共同参画懇話会」 ・「羽島市男女共同参画推進会議」設置 ・「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 12 年 (2000 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ・「ミレニアム開発目標(MDGs)」設定	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	・「女性に対する暴力に関する調査」実施	
平成 13 年 (2001 年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定		・「羽島市男女共同参画プラン(～平成 16 年度)」策定
平成 14 年 (2002 年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂 ・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	

年	世界	国	岐阜県	羽島市
平成 15 年 (2003 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」公布、施行 	
平成 16 年 (2004 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 「岐阜県男女共同参画計画」策定 	
平成 17 年 (2005 年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「羽島市男女共同参画プラン(～平成 21 年度)」策定
平成 18 年 (2006 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 男女共同参画ふれあいサロンを男女共同参画プラザに改称 	
平成 19 年 (2007 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 	
平成 20 年 (2008 年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 		
平成 21 年 (2009 年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」策定 「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 	

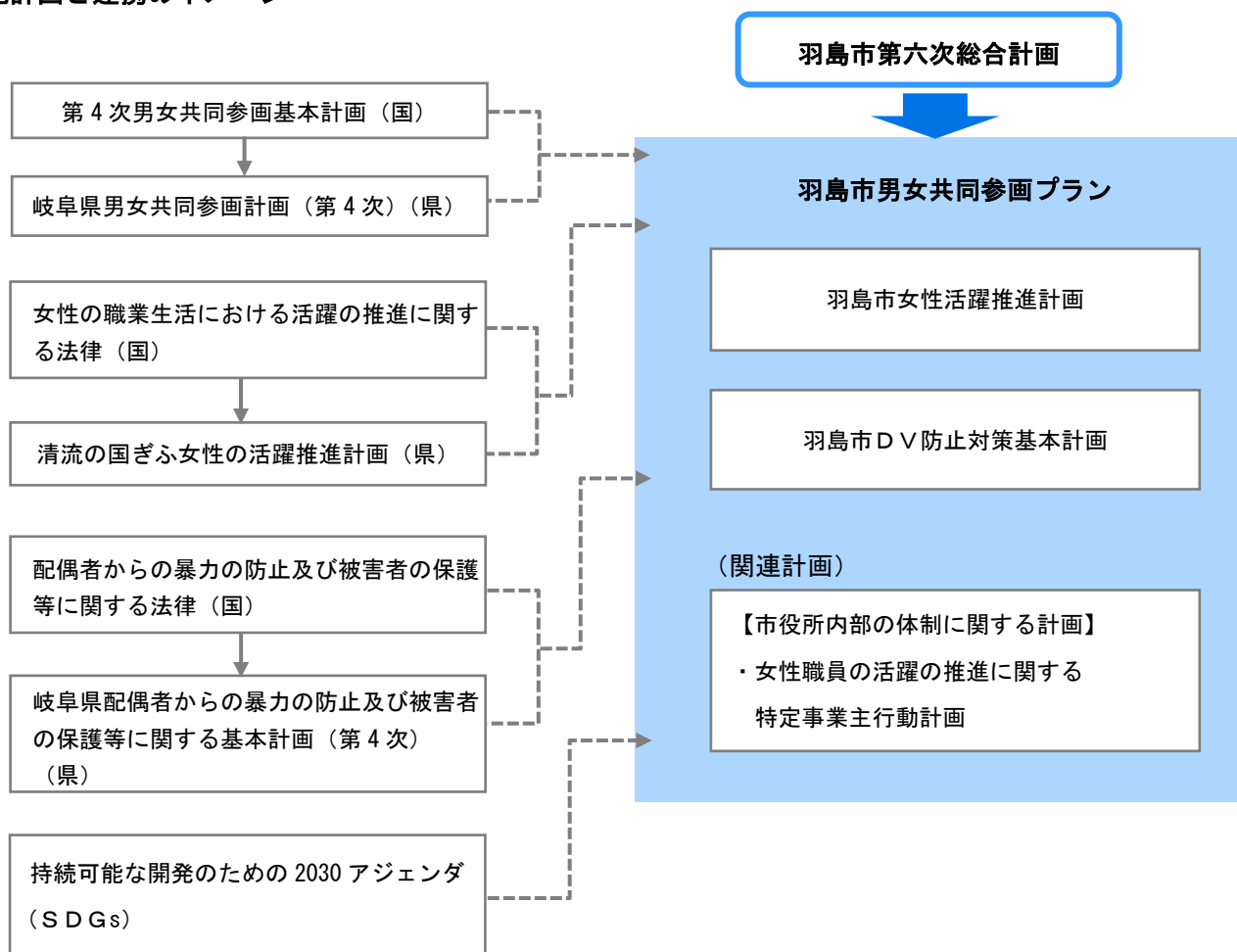
年	世界	国	岐阜県	羽島市
平成 22 年 (2010 年)	・国連「北京+15」記念会合 (ニューヨーク)	・APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ・第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「羽島市男女共同参画プラン(～平成 26 年度)」策定
平成 23 年 (2011 年)	・UN Women 正式発足			
平成 24 年 (2012 年)	・第 56 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	
平成 25 年 (2013 年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成 26 年 1 月施行) ・「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ		・「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成 26 年 (2014 年)	・第 58 回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現」を記載 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催	・「岐阜県男女共同参画計画(第 3 次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 3 次)」策定	
平成 27 年 (2015 年)	・国連「北京+20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ・第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択	・「女性の活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「羽島市男女共同参画プラン(～令和元年度)」策定
平成 28 年 (2016 年)	・G7 伊勢志摩サミットにて「女性の能力開花のための G7 行動指針」の取りまとめ	・「育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法」等の改正	・「清流の国ぎふ女性活躍推進計画」策定	
平成 29 年 (2017 年)				
平成 30 年 (2018 年)		・「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布、施行		・「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和元年 (2019 年)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・「岐阜県男女共同参画計画(第 4 次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 4 次)」策定	

3 プランの位置づけ

本プランは、「羽島市第六次総合計画」を上位計画とする分野別計画です。

また、本プランは、「男女共同参画社会基本法²」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「羽島市女性活躍推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV³防止法）」第2条の3第3項に基づく「羽島市DV防止対策基本計画」を包含したプランとして策定します。

■他計画と連携のイメージ



² 男女共同参画社会基本法：男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会の最重要課題とし、その基本理念と施策の方向を定めた法律。

³ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力のことをいう。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれる。

4 プランの期間

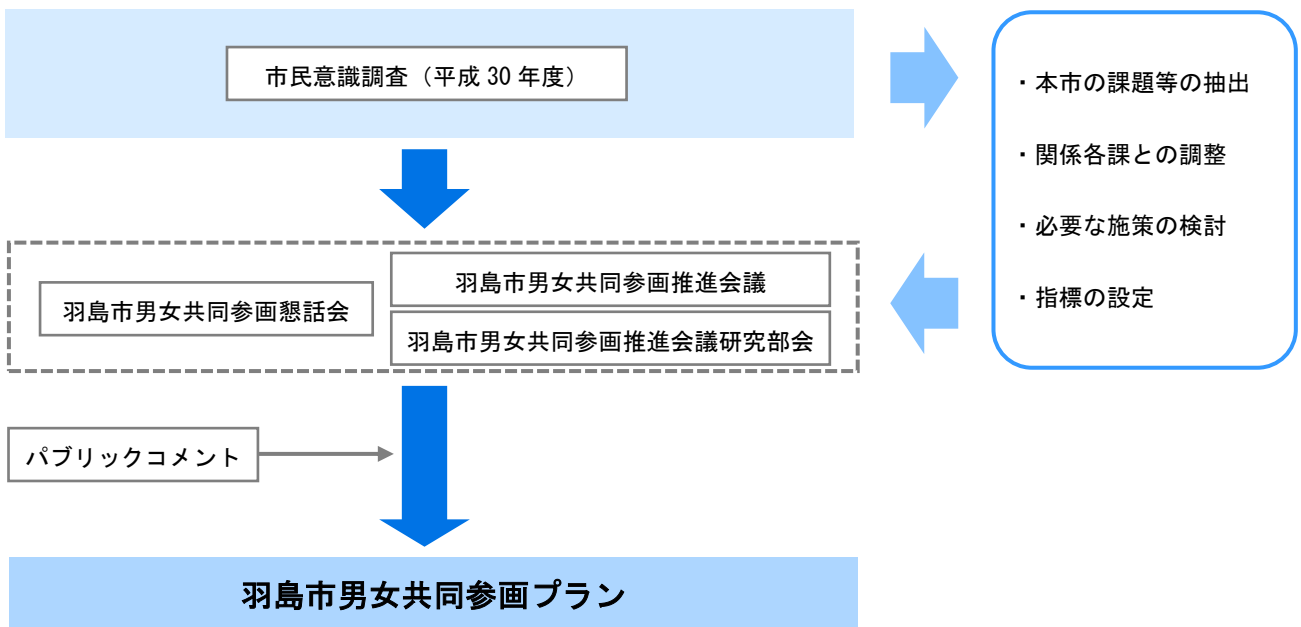
本プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
現行プラン						
		羽島市男女共同参画プラン（新プラン）				

5 プランの策定体制

本プランは、市民や有識者で構成する「羽島市男女共同参画懇話会」、市の部長級職員で構成する「羽島市男女共同参画推進会議」及び市の課長級職員で構成する「羽島市男女共同参画推進会議研究部会」が中心となり検討を行いました。

また、本プランは、市民意識調査やパブリックコメントの実施など、各種の市民参画の過程を経て策定しています。



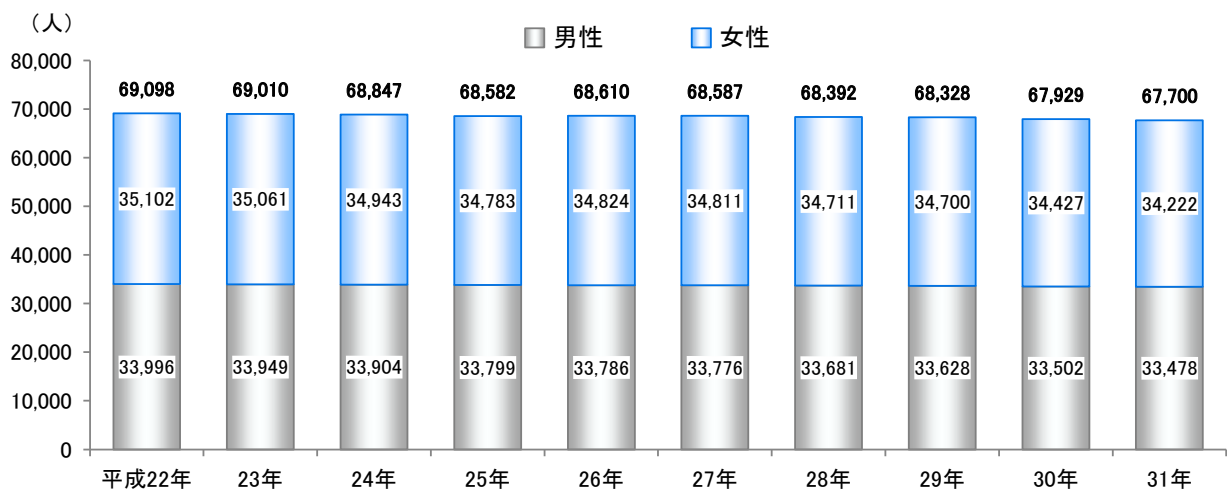
第2章 羽島市の現状

1 統計資料からみる現状

(1) 人口・世帯

本市の人口は、減少傾向にあり、平成31年には67,700人となっています。(図表 1)

図表 1 男女別人口の推移



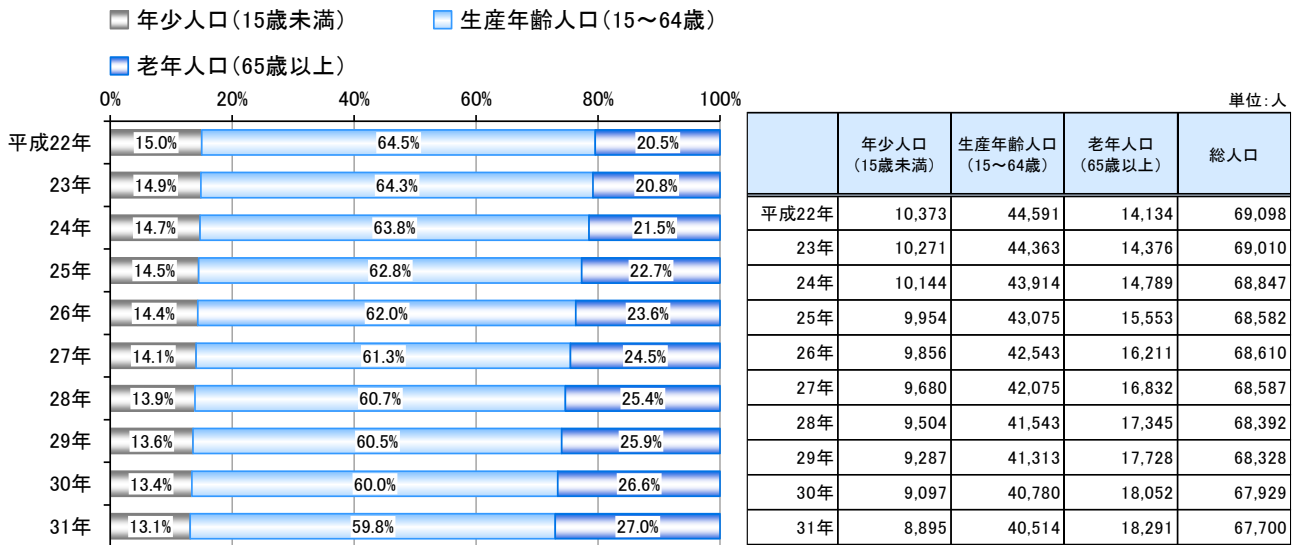
資料：羽島市市民課（各年4月1日現在）

平成 31 年の年齢 3 区分別人口構成比は、年少人口（15 歳未満）が 13.1%、生産年齢人口（15～64 歳）が 59.8%といずれも減少している一方、老年人口（65 歳以上）が 27.0%と増加していることから、今後さらに少子化・高齢化が進むことが予想されます。

（図表 2）

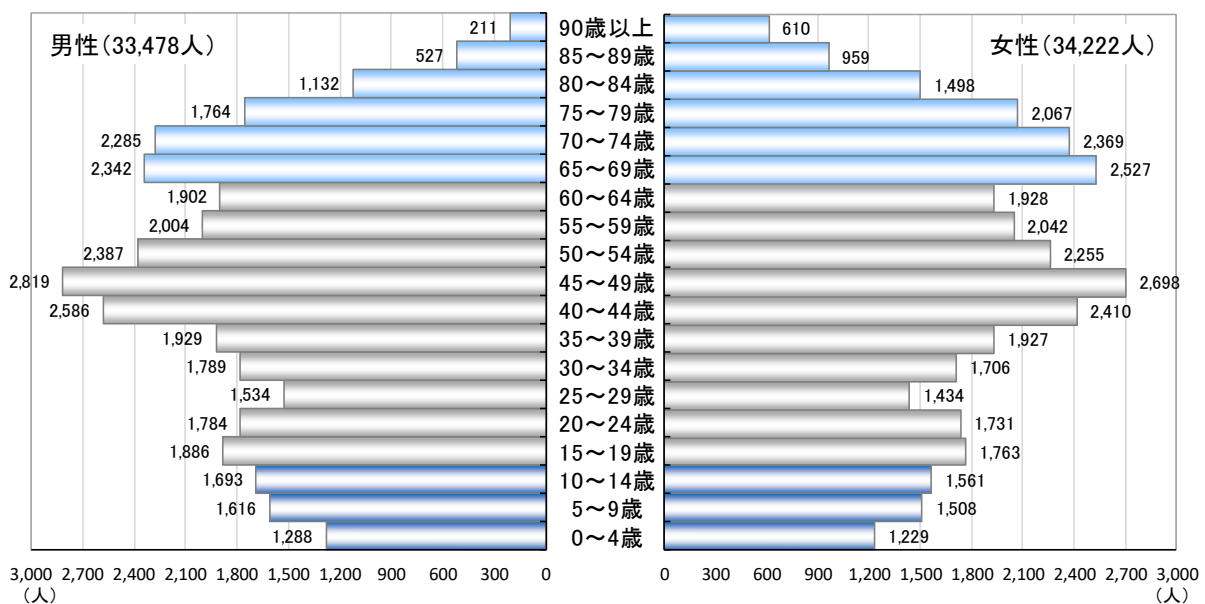
また、年齢別人口（男女別）は、55 歳以上ではすべての階級で男性よりも女性の方が多くなっています。（図表 3）

図表 2 年齢 3 区分別人口構成比と人口の推移



資料：羽島市市民課（各年 4 月 1 日現在）

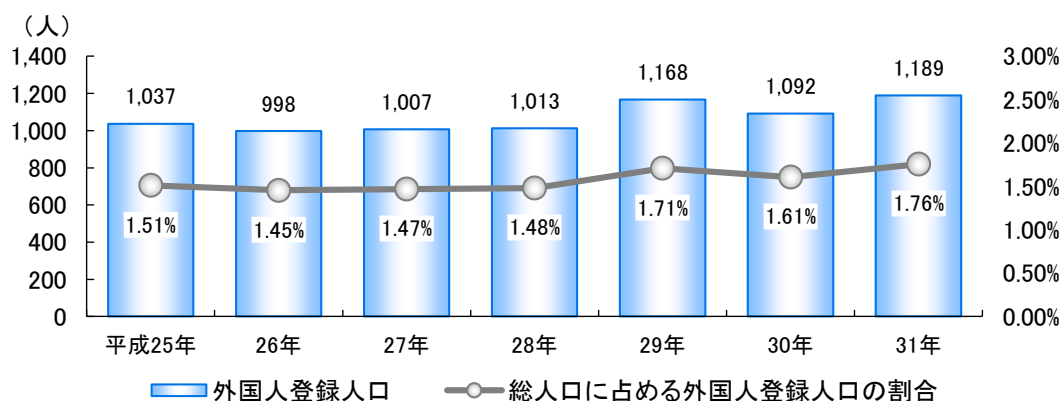
図表 3 年齢別人口（男女別）



資料：羽島市市民課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

外国人登録人口は、平成 26 年以降増加傾向にあり、平成 31 年には 1,189 人で総人口に占める割合は 1.76%となっています。(図表 4)

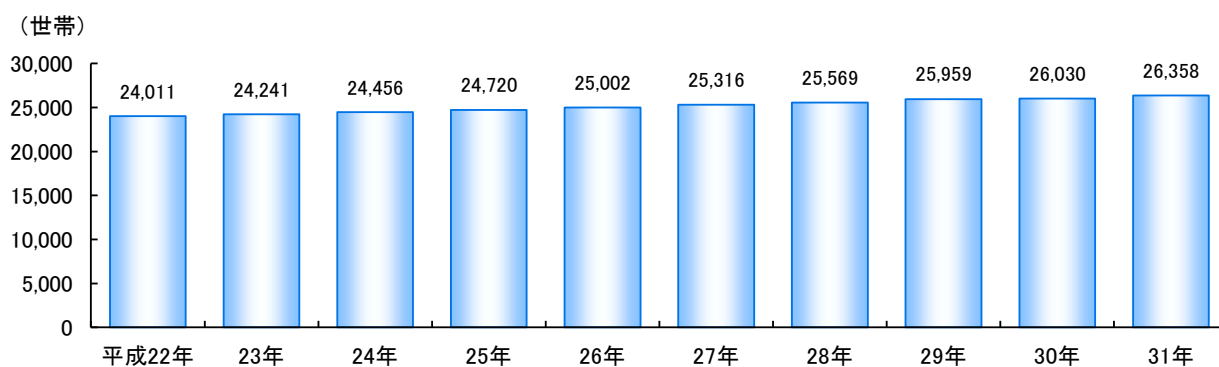
図表 4 外国人登録人口の推移



資料：羽島市市民課（各年 4 月 1 日現在）

世帯数は、平成 22 年以降 10 年間で約 2,300 世帯増加しており、平成 31 年には 26,358 世帯となっています。(図表 5)

図表 5 世帯数の推移

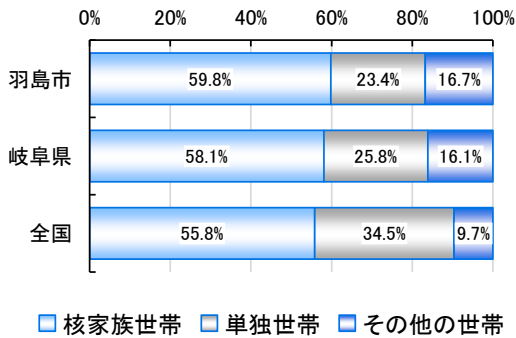


資料：羽島市市民課（各年 4 月 1 日現在）

本市の世帯構成は、全国、県と比較して核家族世帯が多く、単独世帯（世帯人員が1人の世帯）が少なくなっています。（図表6）

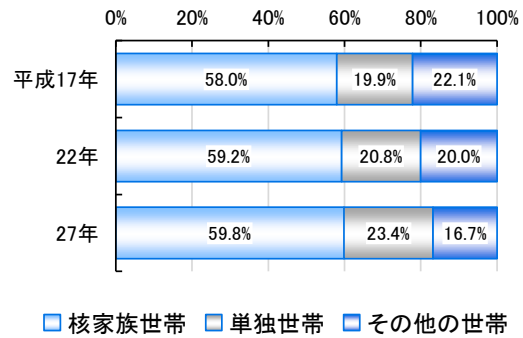
しかし、本市の単独世帯は、増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されます。（図表7）

図表6 世帯構成比の全国、県比較



資料：国勢調査（平成27年）

図表7 世帯構成比の推移

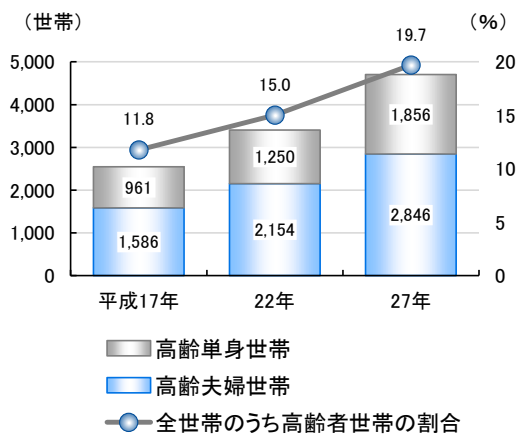


資料：国勢調査（各年）

一方、高齢単身世帯（65歳以上の1人のみの世帯）、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯）も増加しており、平成17年と比べて約2倍となっています。（図表8）

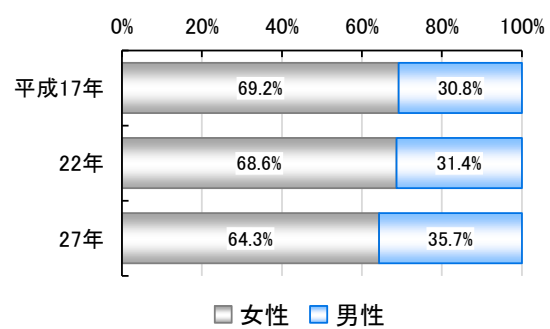
また、高齢単身世帯は女性の占める割合が高くなっています。（図表9）

図表8 高齢者世帯の推移



資料：国勢調査（各年）

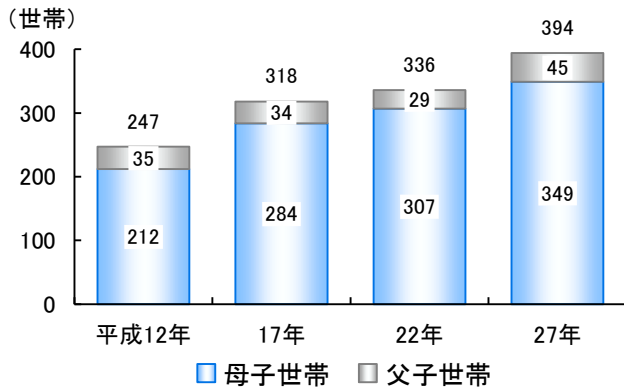
図表9 高齢単身世帯の男女比



資料：国勢調査（各年）

ひとり親世帯は、母子・父子世帯ともに増加傾向にあり、平成 27 年には母子世帯が 349 世帯、父子世帯が 45 世帯となっています。(図表 10)

図表 10 ひとり親世帯の推移



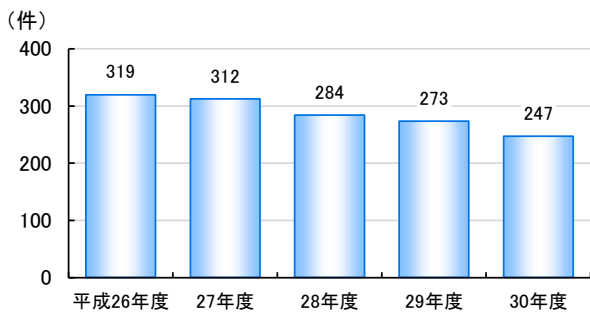
資料：国勢調査（各年）

(2) 婚姻・離婚・出産

婚姻件数は、減少傾向にあり、平成 30 年度は 247 件となっています。(図表 11)

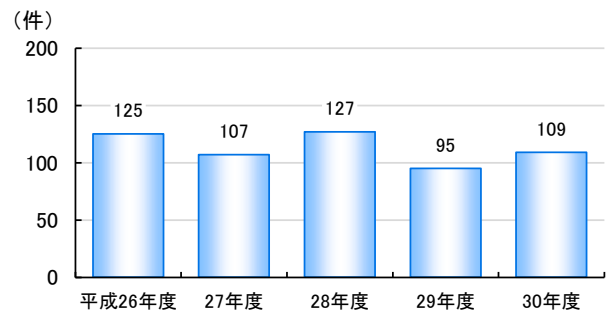
離婚件数は、概ね横ばいで、平成 30 年度は 109 件となっています。(図表 12)

図表 11 婚姻件数の推移



資料：羽島市市民課

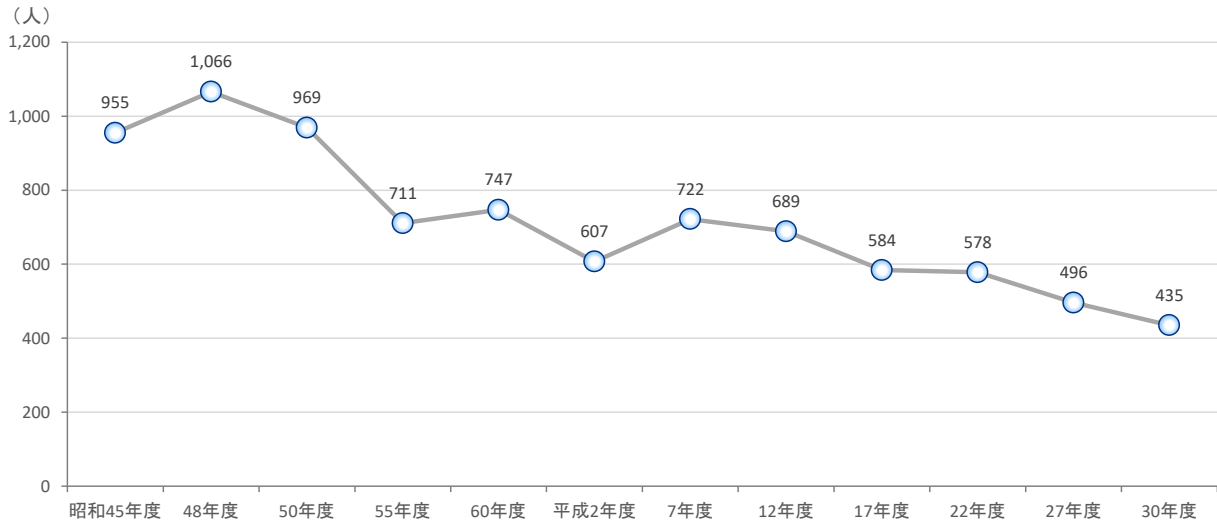
図表 12 離婚件数の推移



資料：羽島市市民課

出生数は、減少傾向にあり、昭和48年度の1,066人と比較すると、平成30年度は435人で半数以下になっており、大きく減少しています。(図表13)

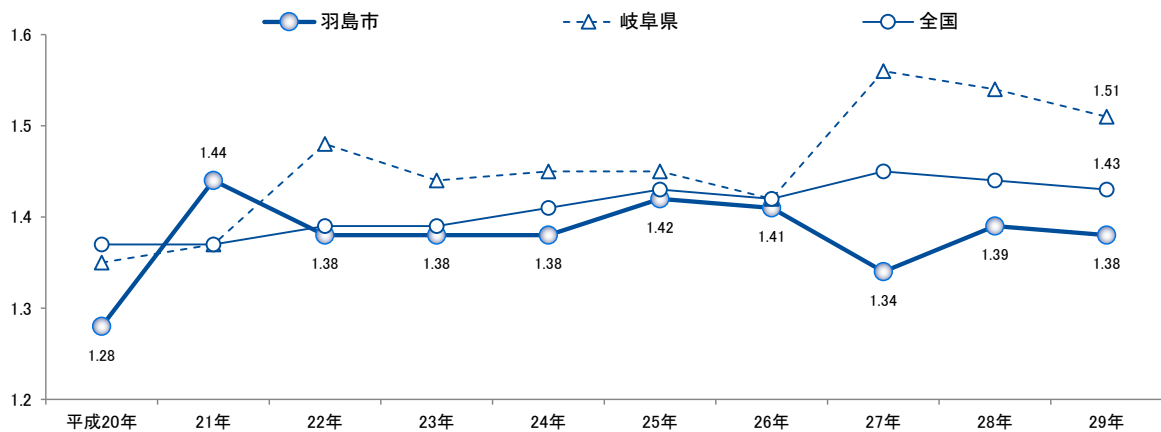
図表13 出生数の推移



資料：羽島市市民課

合計特殊出生率⁴は、平成29年には1.38となっており、全国、県よりも低くなっています。(図表14)

図表14 合計特殊出生率の推移

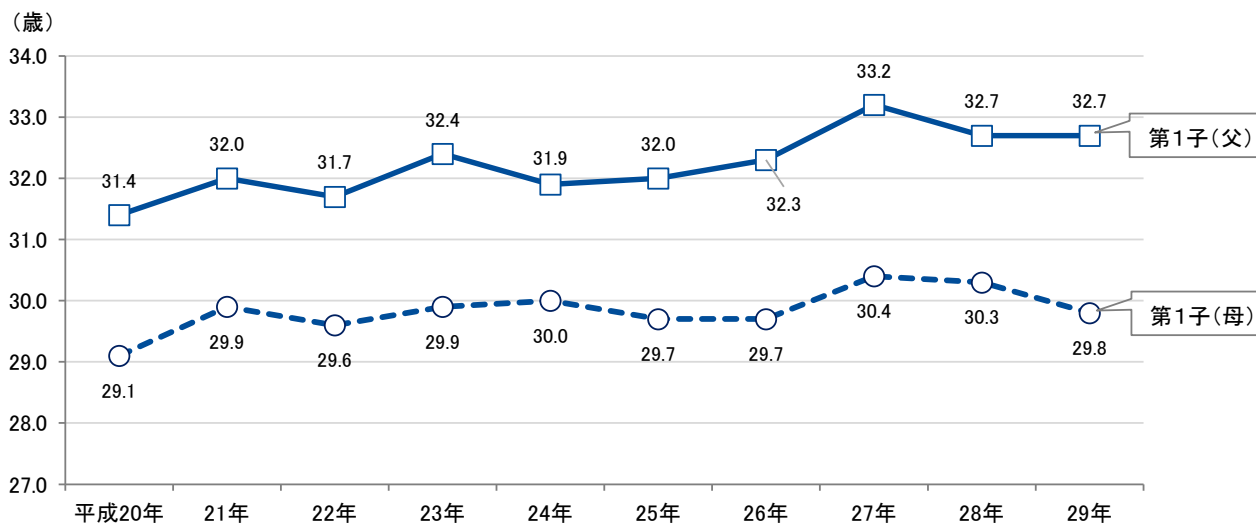


資料：岐阜県「岐阜地域の公衆衛生」

⁴ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

父母の第1子出生時の平均年齢は、平成29年には父は32.7歳、母は29.8歳となっています。父母ともに平成20年と比較すると、上昇傾向にあり、晩産化が進んでいます。(図表15)

図表15 父母の第1子出生時の平均年齢の推移



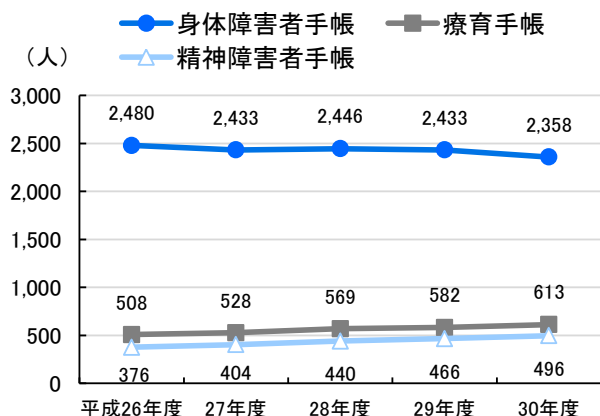
資料：岐阜県「衛生年報」

(3) 福祉

障害者手帳の交付数は、概ね横ばいで、平成30年度は身体障害者手帳が2,358人、療育手帳が613人、精神障害者手帳が496人となっています。(図表16)

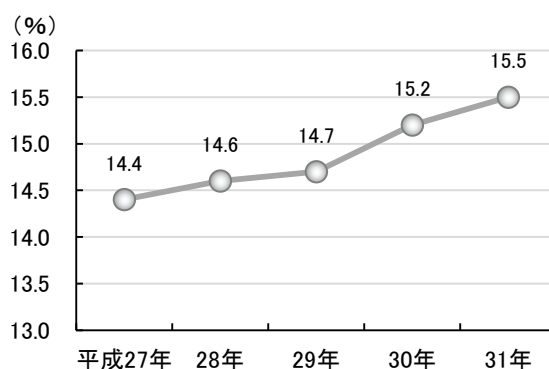
介護保険における認定率(65歳以上の被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合)は、増加傾向にあり、平成31年には15.5%となっています。(図表17)

図表16 障害者手帳の交付数の推移



資料：羽島市福祉課

図表17 介護保険における認定率の推移



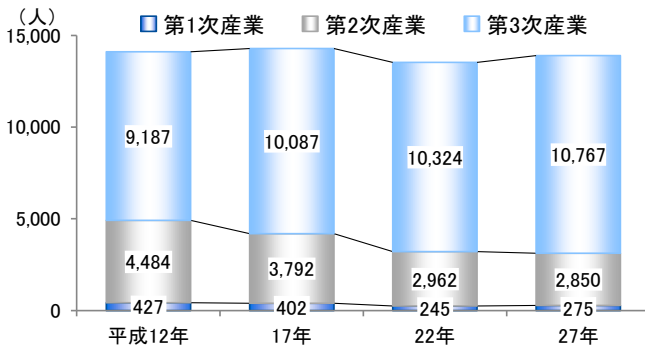
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」
(各年4月末日現在)

(4) 就業

女性就業者数は、第1次・第2次産業ともに減少傾向にあり、平成27年には第1次産業は275人、第2次産業は2,850人となっています。一方、第3次産業は増加傾向にあり、平成27年には10,767人となっています。(図表18)

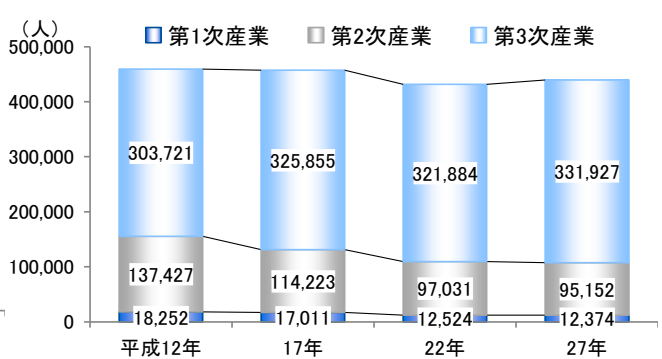
また、県においては、本市と同様に、第1次・第2次産業が減少傾向、第3次産業が増加傾向にあります。(図表19)

図表18 本市の女性就業者数の推移



資料：国勢調査（各年）

図表19 岐阜県の女性就業者数の推移

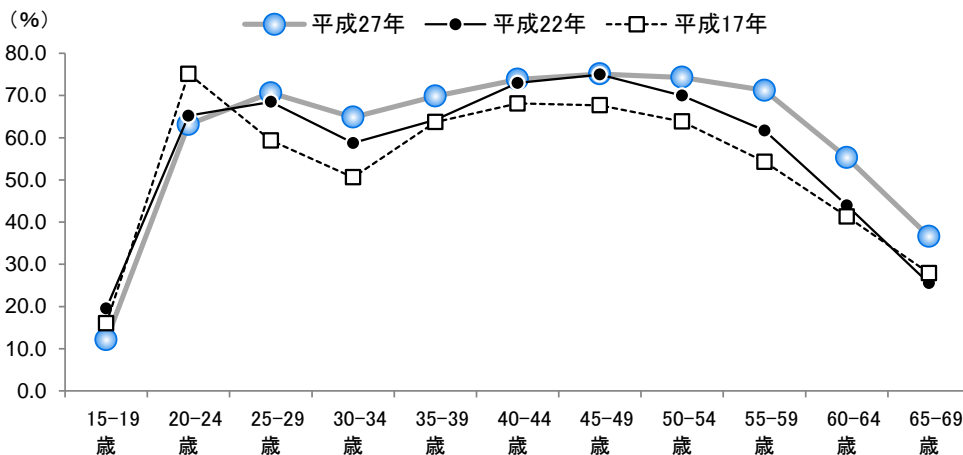


資料：国勢調査（各年）

女性の年齢階級別就業率⁵は、増加傾向にあります。

また、出産、育児期に就労を離れる女性が減少しており、30歳代を底とするM字カーブ⁶は徐々に浅くなりつつあります。(図表20)

図表20 女性の年齢階級（5歳階級）別就業率の推移



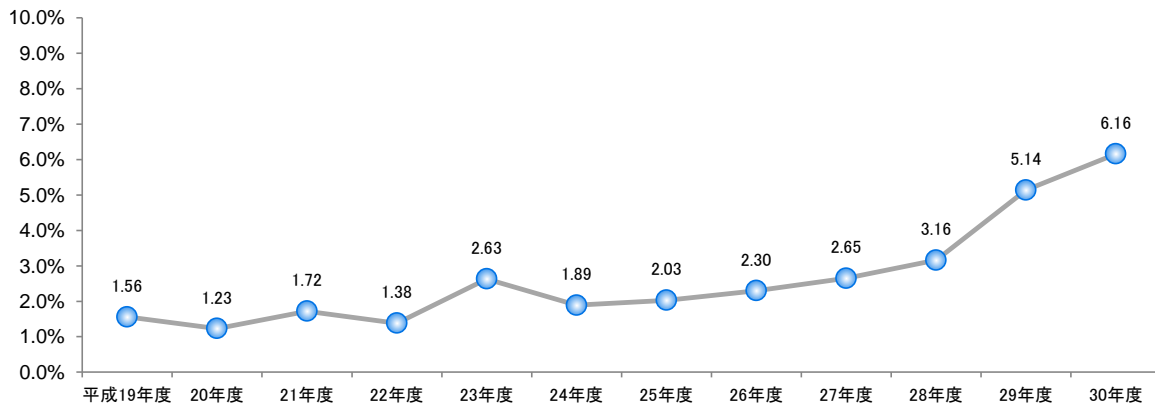
資料：国勢調査（各年）

⁵ 就業率：15歳以上人口に占める就業者の割合

⁶ M字カーブ：日本における女性の年齢階級別労働力をグラフで表したときに描かれるM字型のカーブ（曲線）をいう。出産・育児期にあたる30歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後に再就職する人が多いことを反映している。

男性の育児休業取得率（全国）は、増加傾向にある一方、平成30年度はわずか6.16%となっています。（図表 21）

図表 21 男性の育児休業取得率（全国）の推移



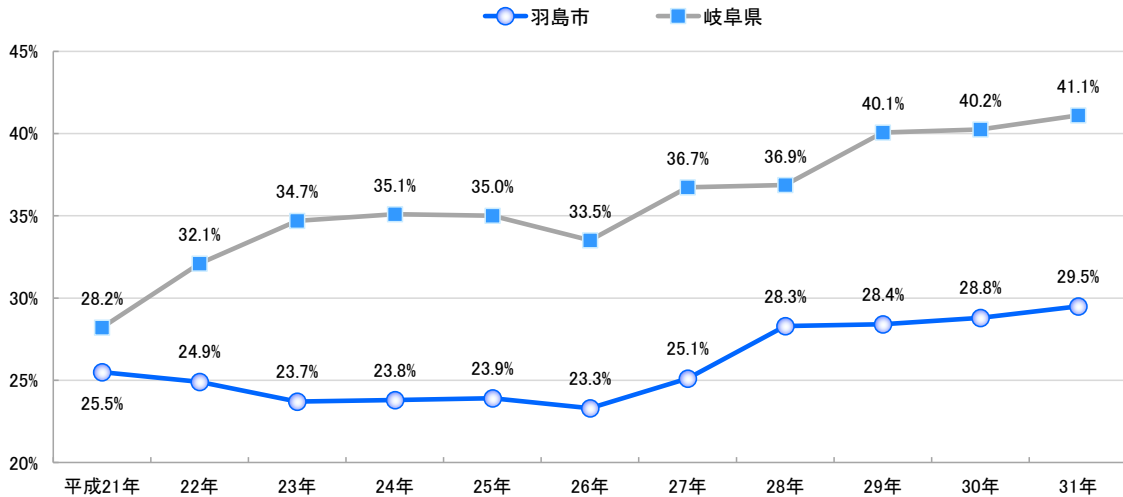
資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」

(5) 社会活動

本市の審議会等女性登用率は、平成 26 年以降増加しており、平成 31 年には 29.5% となっています。

一方、本市は県に比べ低い水準で推移しています。(図表 22、図表 23)

図表 22 審議会等女性登用率の推移



資料：内閣府男女共同参画局「内閣府男女共同参画局地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調べ」(各年 4 月 1 日現在)

図表 23 本市の審議会等女性登用率の推移

	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
審議会等数	76	78	78	78	78	84	71	74	74	74	72
うち女性委員を含む 審議会等数	49	51	51	48	47	50	56	63	65	64	64
委員総数(人)	1,049	1,056	1,055	1,057	1,030	1,070	1,126	1,162	1,141	1,139	1,105
うち女性委員数(人)	267	263	250	252	246	249	283	329	324	328	326
審議会等委員総数に 占める女性比率(%)	25.5	24.9	23.7	23.8	23.9	23.3	25.1	28.3	28.4	28.8	29.5

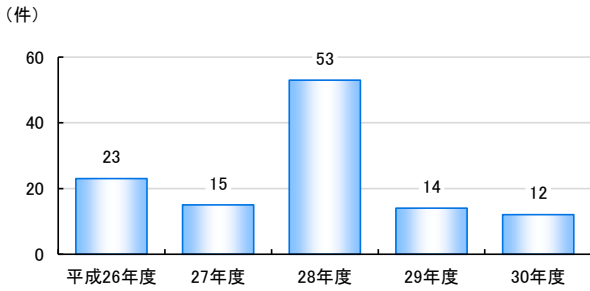
資料：羽島市市民協働課 (各年 4 月 1 日現在)

(6) 男女間における暴力の状況

配偶者暴力相談件数は、平成 30 年度で 12 件となっています。(図表 24)

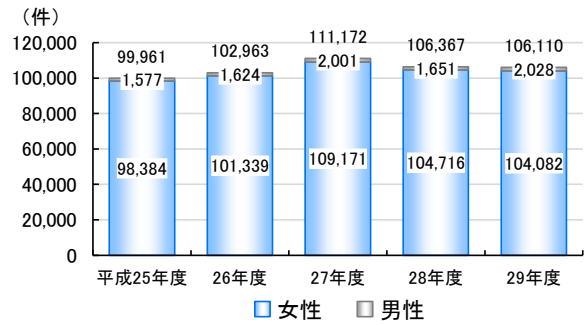
DVの相談件数(全国)は、平成 26 年度以降 10 万件を超えており、女性の相談が大半を占めています。(図表 25)

図表 24 配偶者暴力相談件数の推移



資料：羽島市子育て・健幸課

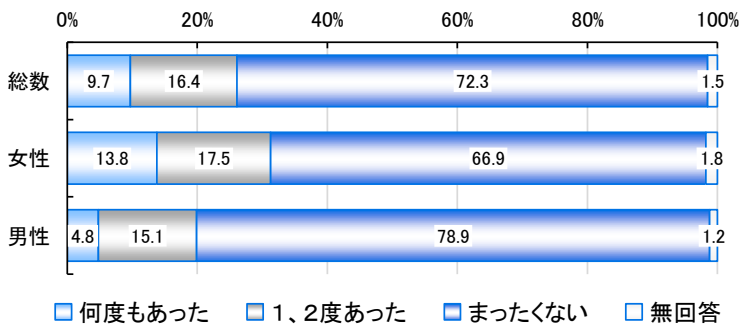
図表 25 DVの相談件数(全国)の推移



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

配偶者からの被害の経験(全国)は、「被害の経験があった」女性が約3割を占め、男性より女性の方が被害の経験は多くなっています。(図表 26)

図表 26 配偶者からの被害の経験(全国)



資料：内閣府「男女間における暴力に関する報告書」(平成 29 年度)

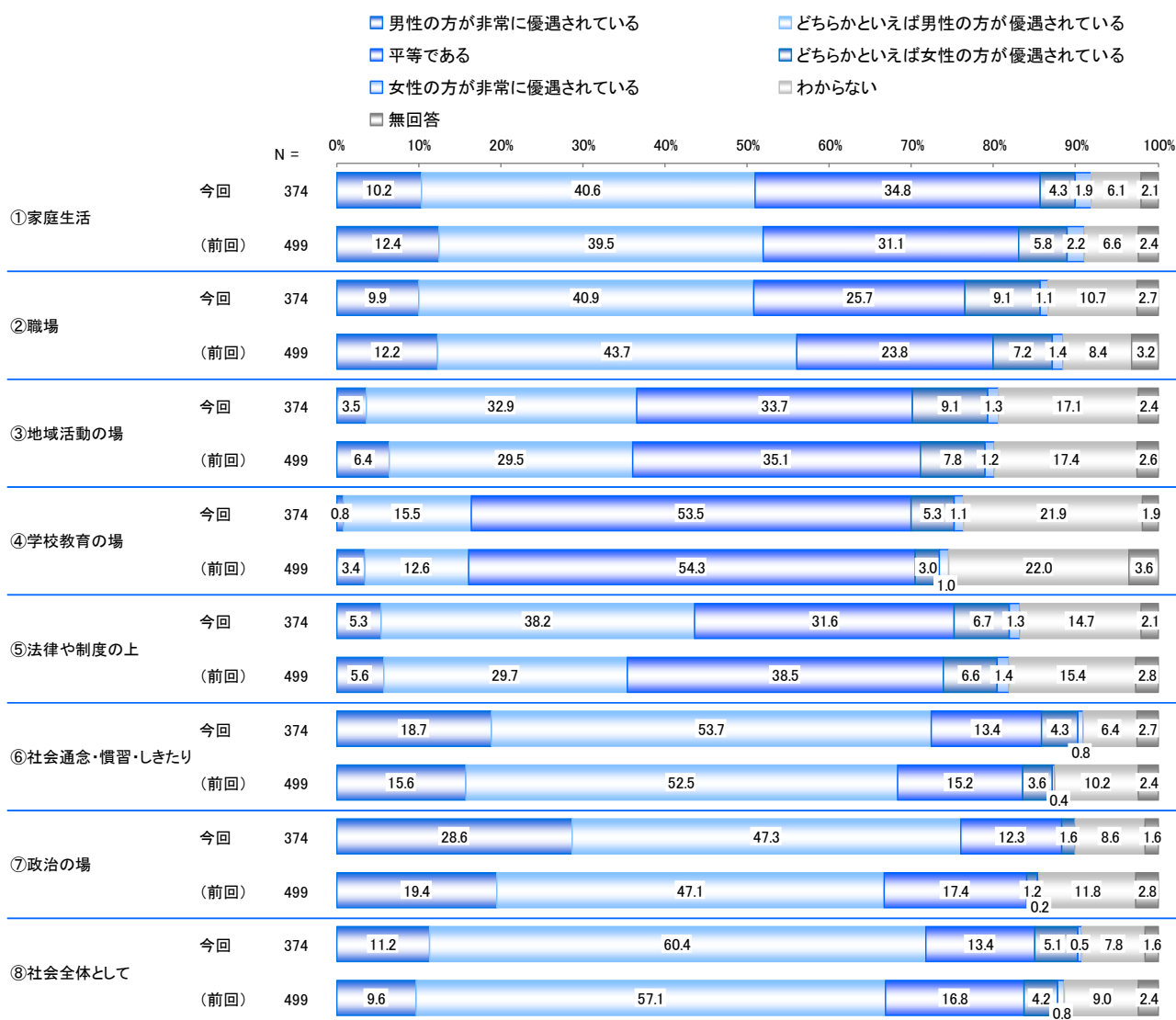
2 アンケート調査からみる現状

(1) 男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、「家庭生活」、「職場」、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」をはじめ、さまざまな分野を総合的にみた「社会全体として」では『男性優遇』の割合が高くなっています。

また、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」では、7割以上が『男性優遇』を感じています。(図表 27)

図表 27 男女の地位の平等感



資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」

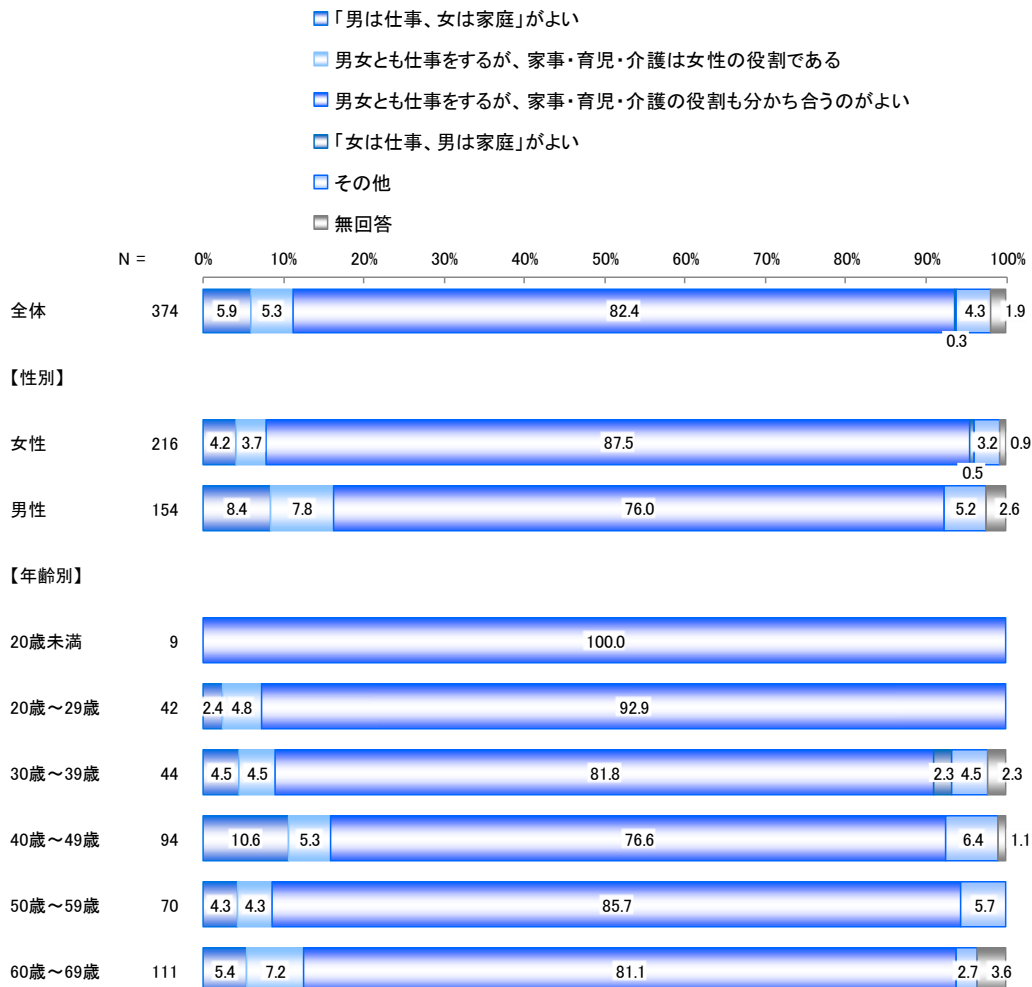
(2) 性別による男女の役割

性別による男女の役割については、全体で見ると、「男女とも仕事をするが、家事・育児・介護の役割も分かち合うのがよい」が82.4%と最も高くなっています。

性別で見ると、女性の87.5%に対して、男性は76.0%と女性より11.5ポイント低くなっています。

年齢別で見ると、40代で『男は仕事、女は家庭』がよい」が10.6%と他の年代に比べ高くなっています。(図表 28)

図表 28 性別による男女の役割



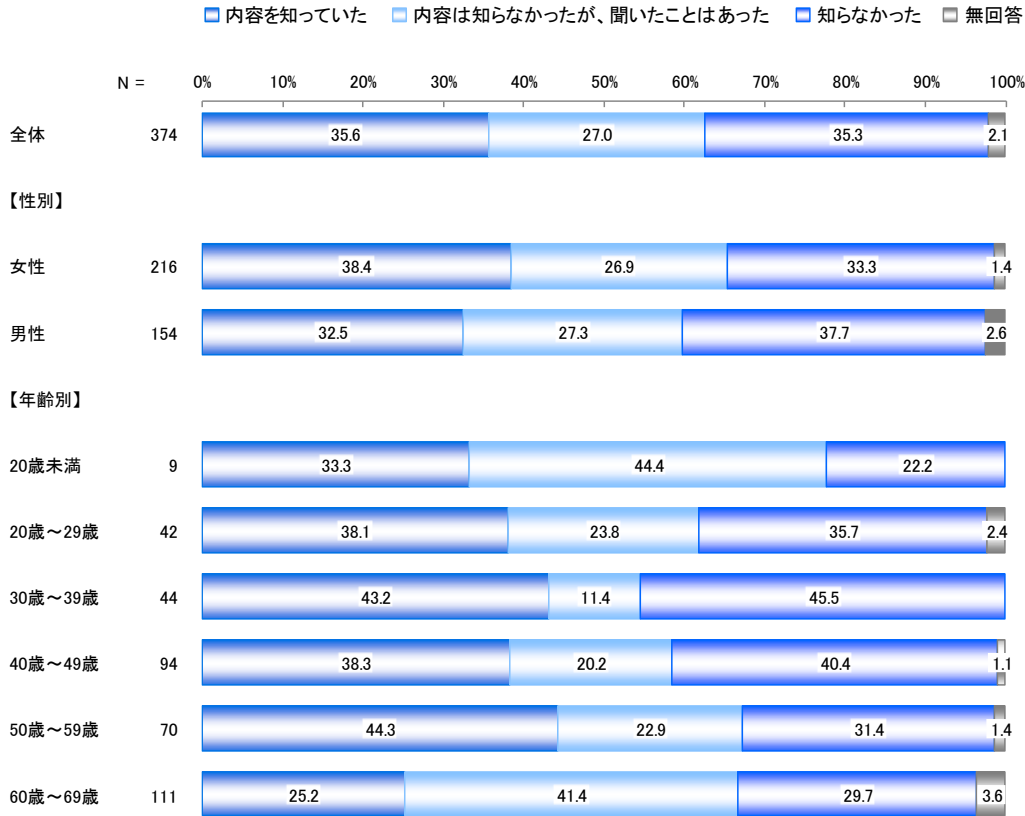
資料：平成30年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

(3) LGBT (性的少数者) の認知度

LGBT⁷ (性的少数者) の認知度については、全体で見ると、「内容を知っていた」が約3割となっています。

性別で見ると、男性よりも女性の方が認知度は高くなっています。(図表 29)

図表 29 LGBT (性的少数者) の認知度



資料：平成30年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

⁷ LGBT (性的少数者)：「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称。

(4) 地域活動の場における男女の地位の平等感

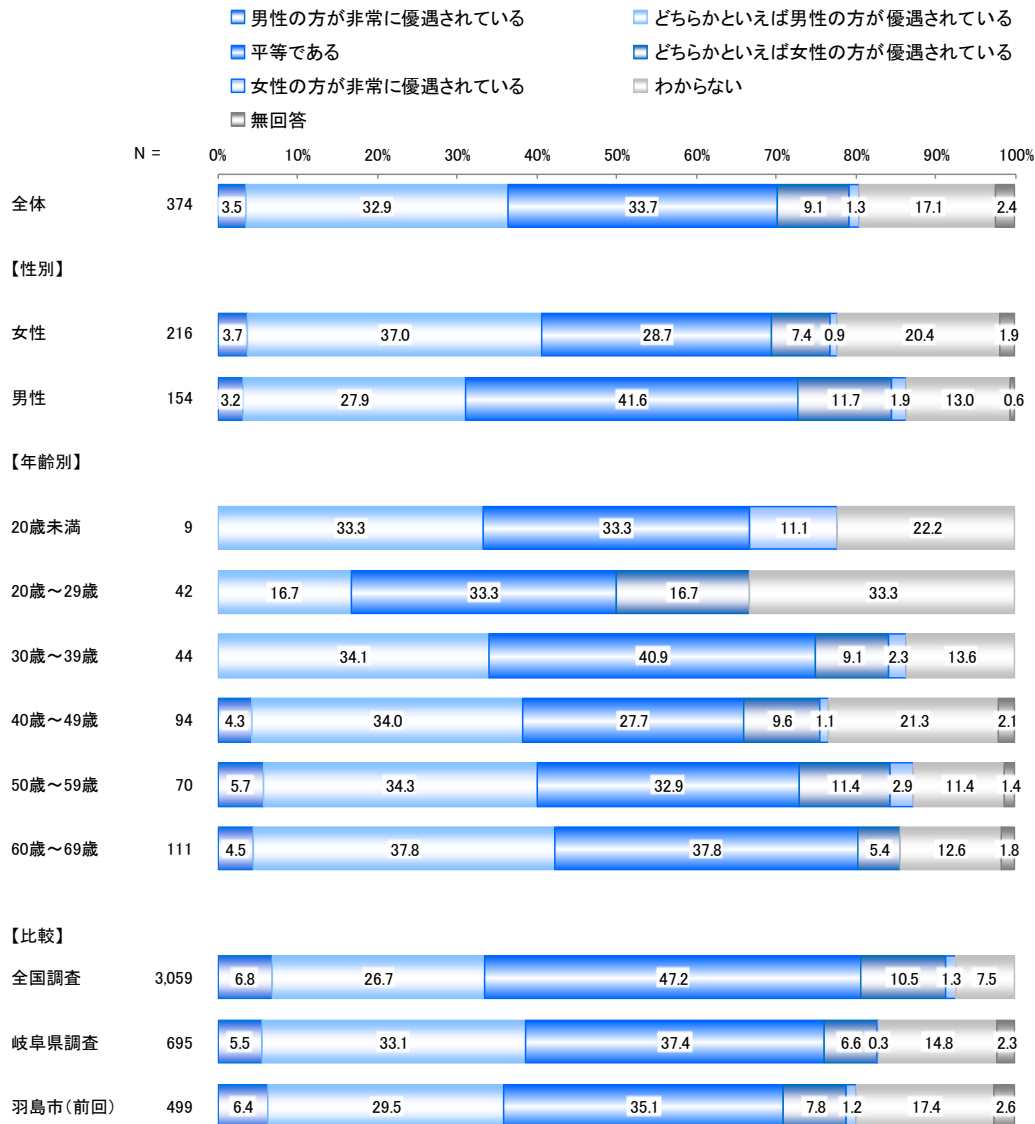
地域活動の場における男女の地位の平等感については、全体でみると、『男性優遇』が最も高くなっています。

性別でみると、女性は『男性優遇』が最も高い一方、男性は「平等である」が最も高くなっています。

年齢別でみると、30代以下では「平等である」が最も高く、40代以降は『男性優遇』が最も高くなっています。

また、「平等である」について本市は、全国、県よりも低くなっています。(図表 30)

図表 30 地域活動の場における男女の地位の平等感

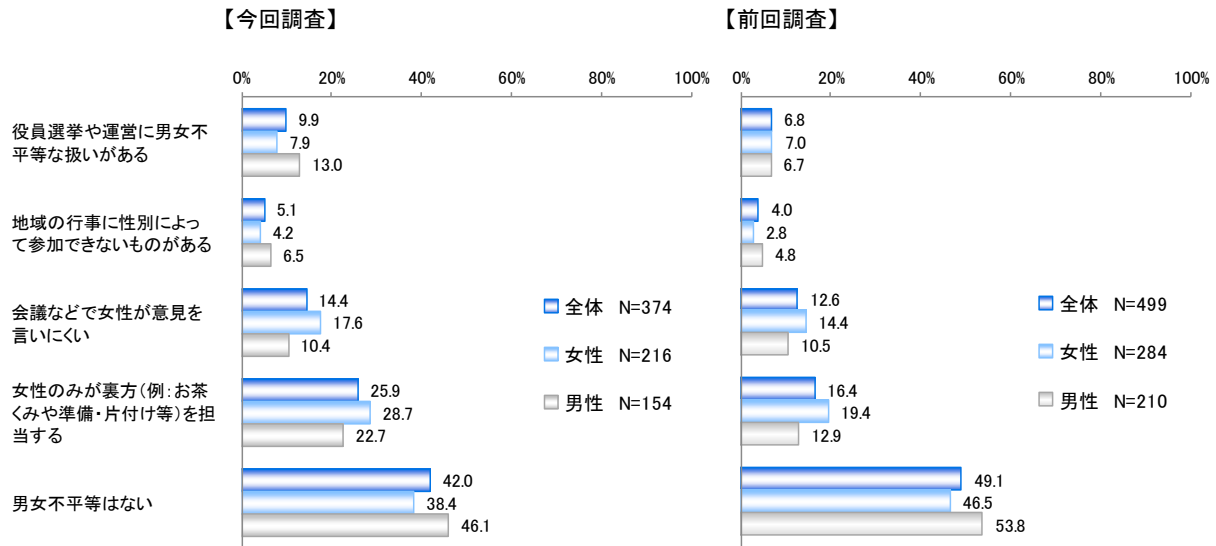


資料：平成30年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
 平成25年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」
 平成29年度「岐阜県男女共同参画に関する県民意識調査」
 内閣府「平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査」

（５）地域における男女不平等

地域における男女不平等については、前回調査と比較すると、「役員選挙や運営に不平等がある」、「地域の行事に性別によって参加できないものがある」、「会議などで女性が意見を言いにくい」、「女性のみが裏方を担当する」がそれぞれ増加しています。（図表 31）

図表 31 地域における男女不平等

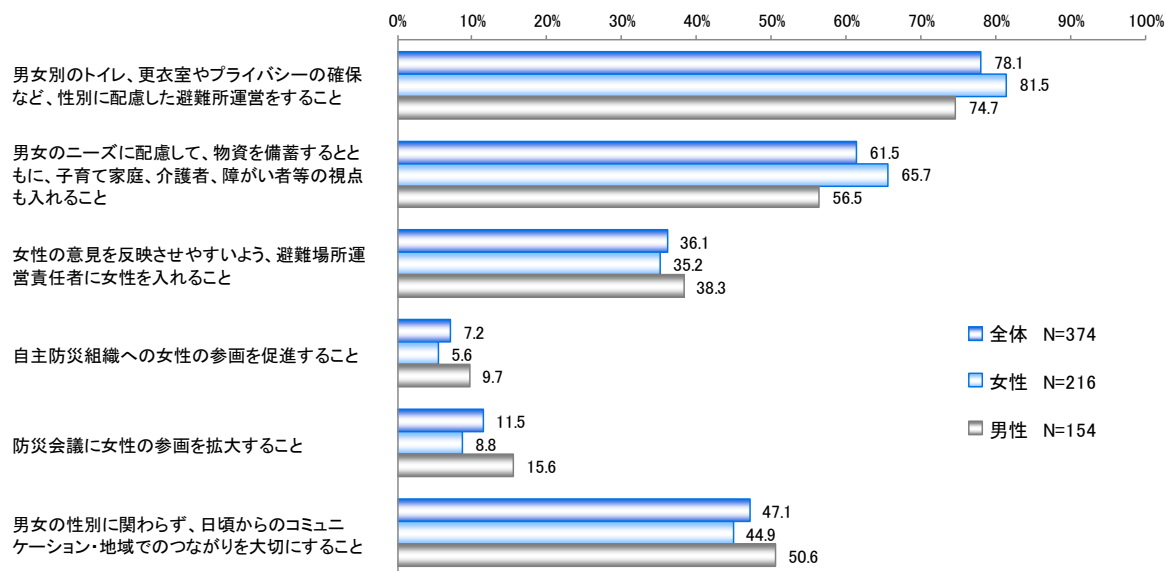


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」

（6）防災・災害復興活動に必要な取組み

防災・災害復興活動に必要な取組みについては、全体・性別で見ると、「男女別のトイレ、更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営をすること」が最も高く、次いで、「男女のニーズに配慮して、物資を備蓄するとともに、子育て家庭、介護者、障がい者等の視点も入れること」が高くなっています。（図表 32）

図表 32 防災・災害復興活動に必要な取組み



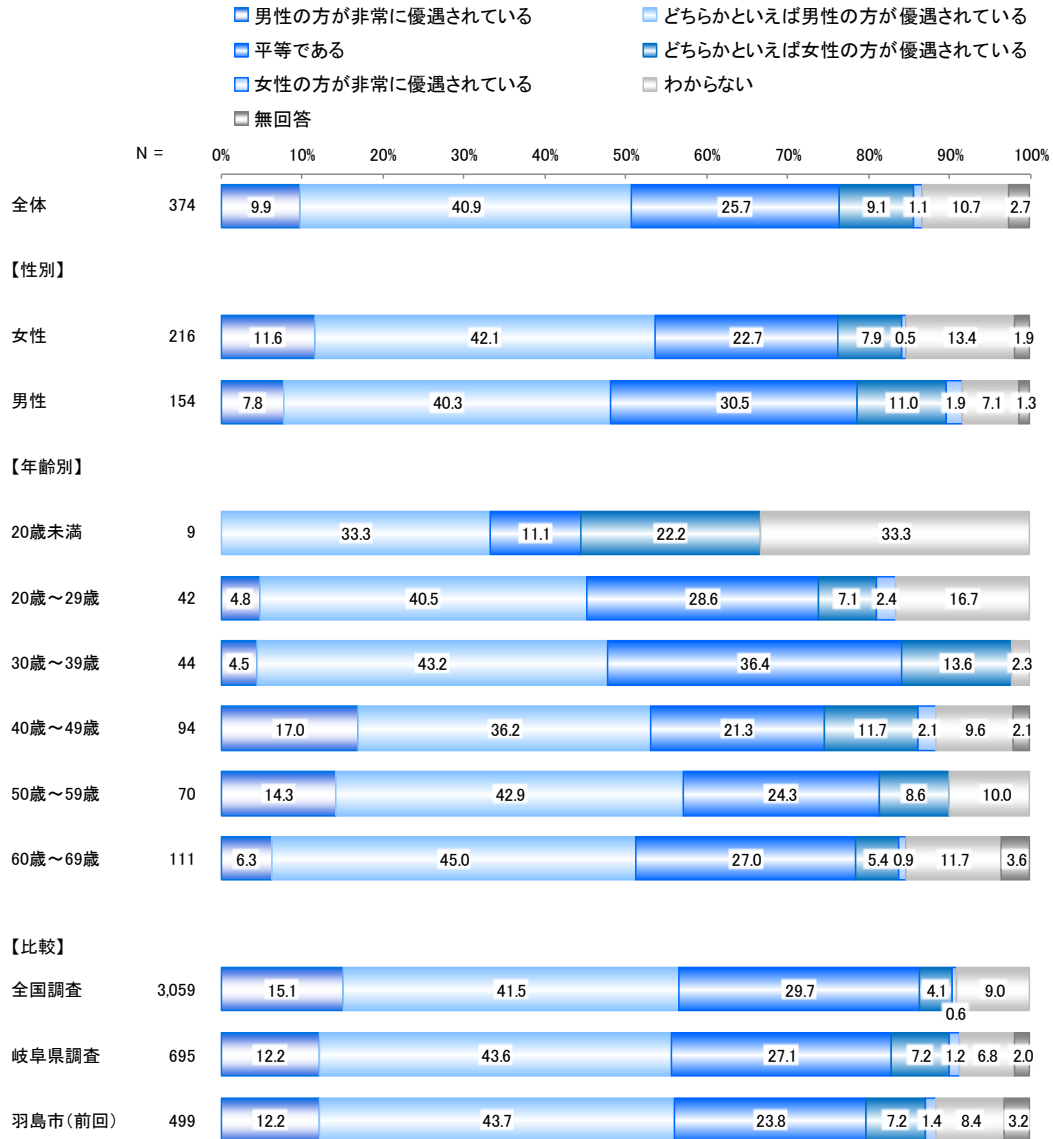
資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

(7) 職場での男女の地位の平等感

職場での男女の地位の平等感については、全体・性別・年齢別で見ると、いずれも『男性優遇』が最も高くなっています。

また、「平等である」について本市は、全国、県よりも低くなっています。(図表 33)

図表 33 職場での男女の地位の平等感

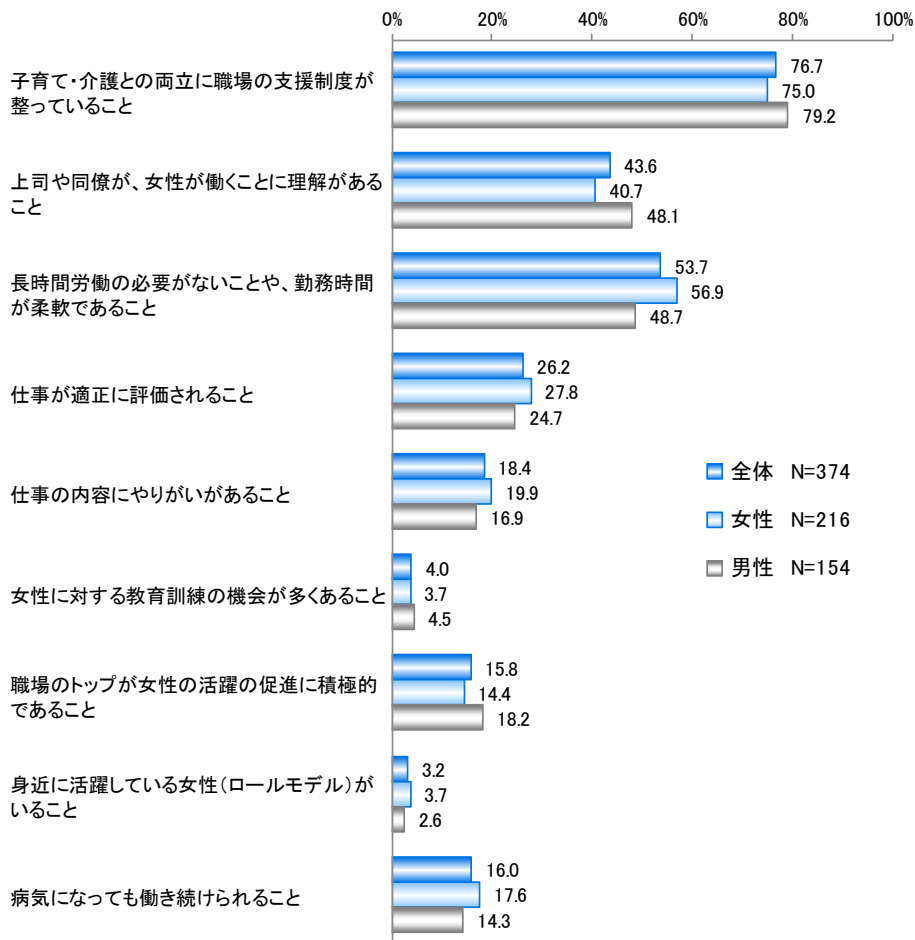


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
 平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」
 平成 29 年度「岐阜県男女共同参画に関する県民意識調査」
 内閣府「平成 28 年度男女共同参画社会に関する世論調査」

(8) 女性が活躍できる職場環境

女性が活躍できる職場環境については、全体・性別で見ると、いずれも「子育て・介護との両立に職場の支援制度が整っていること」が最も高く、次いで、「長時間労働の必要がないことや、勤務時間が柔軟であること」、「上司や同僚が、女性が働くことに理解があること」が高くなっています。(図表 34)

図表 34 女性が活躍できる職場環境

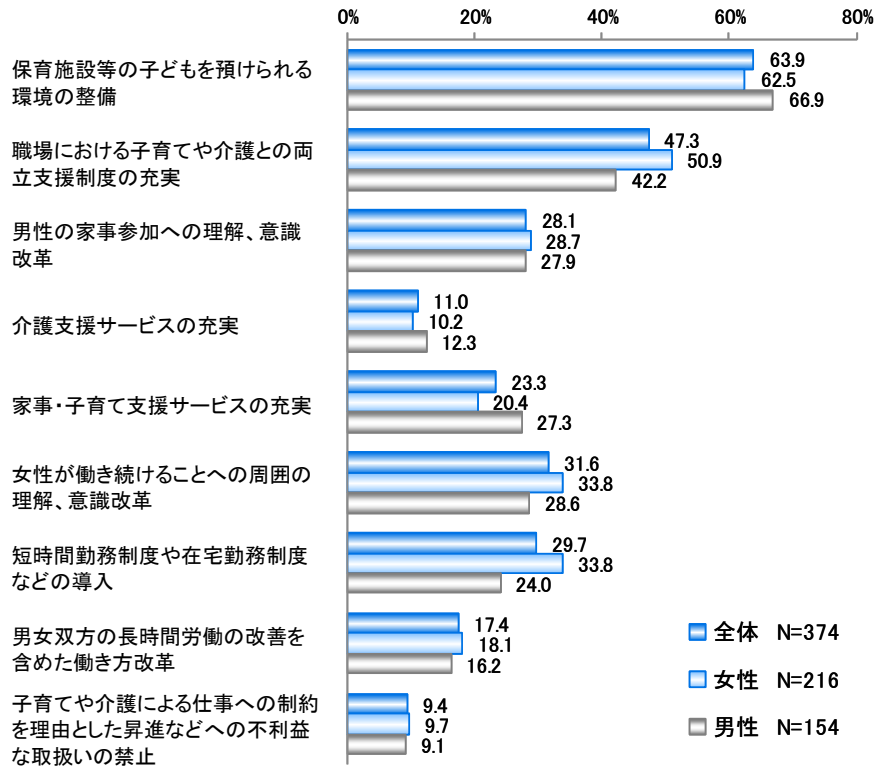


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

(9) 女性が離職せず働き続けるために必要なこと

女性が離職せず働き続けるために必要なことについては、全体・性別で見ると、いずれも「保育施設等の子どもを預けられる環境の整備」が最も高く、次いで「職場における子育てや介護との両立支援制度の充実」が高くなっています。(図表 35)

図表 35 女性が離職せず働き続けるために必要なこと



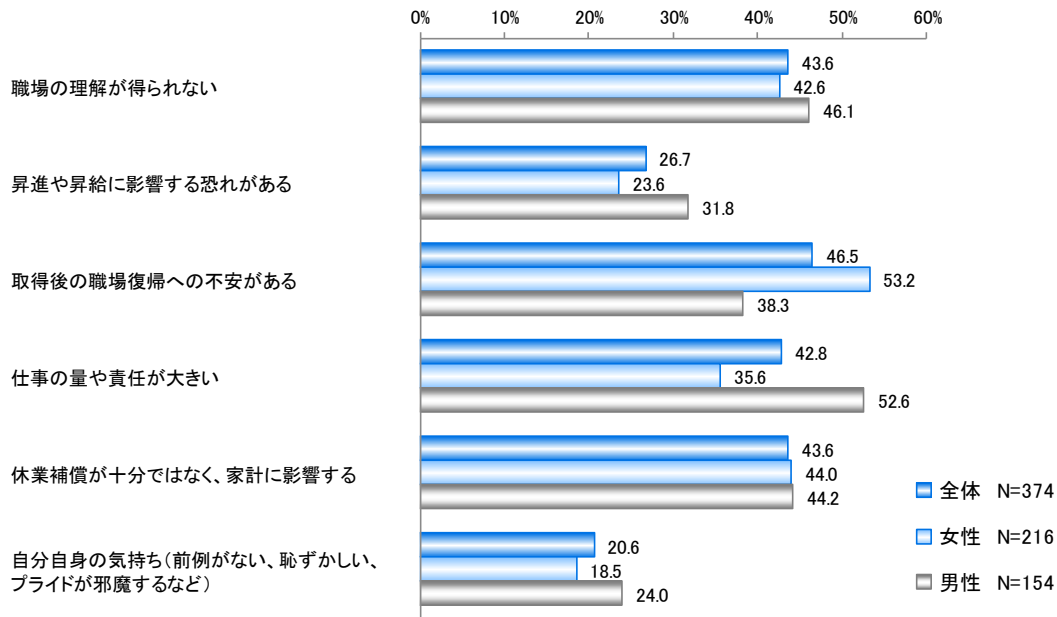
資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

(10) 育児・介護休業を取得しづらい理由

育児や介護で休みを取得しづらい理由については、全体で見ると、「取得後の職場復帰への不安がある」が最も高くなっています。

性別で見ると、女性は「取得後の職場復帰への不安がある」、男性は「仕事の量や責任が大きい」が5割以上となっています。(図表 36)

図表 36 育児・介護休業を取得しづらい理由

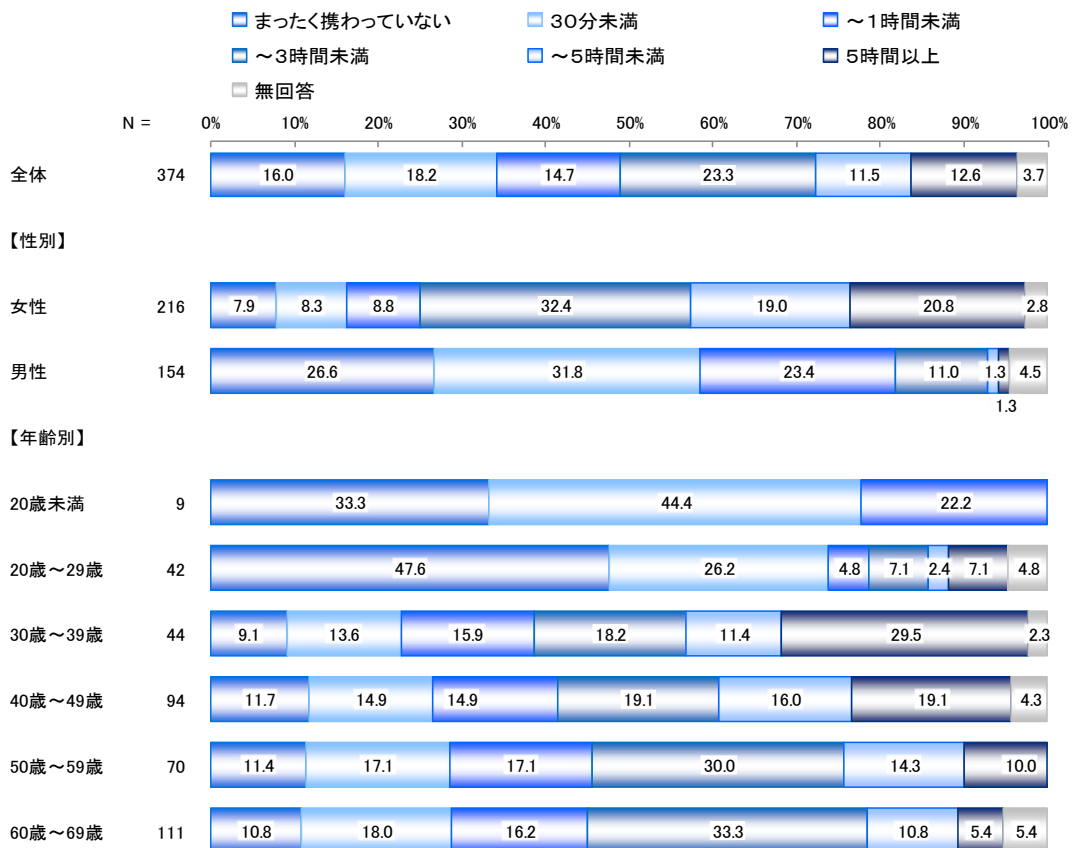


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

(11) 家事・育児・介護に関わる時間

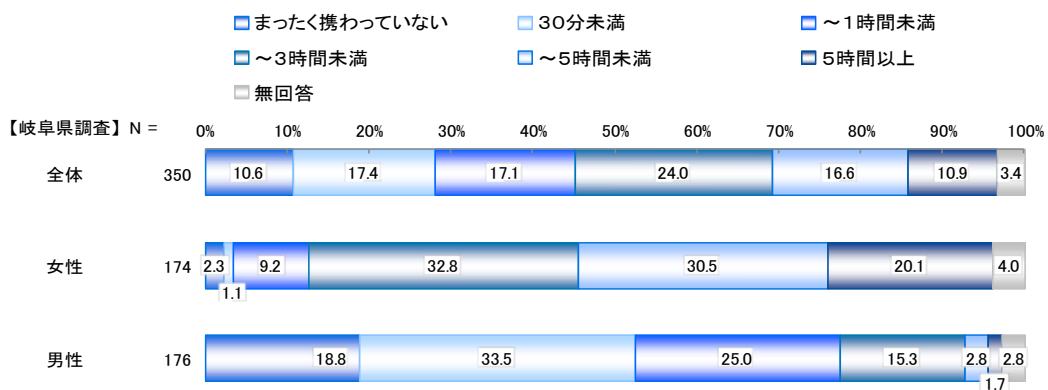
家事・育児・介護に関わる時間については、平日で男性は1時間未満が約8割となっており、特に本市においては、県に比べて男性が家事・育児・介護に全く携わらない人の割合が高くなっています。(図表 37、図表 38)

図表 37 家事・育児・介護に関わる時間【平日】



資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

図表 38 家事・育児・介護に関わる時間【平日】(県調査との比較)

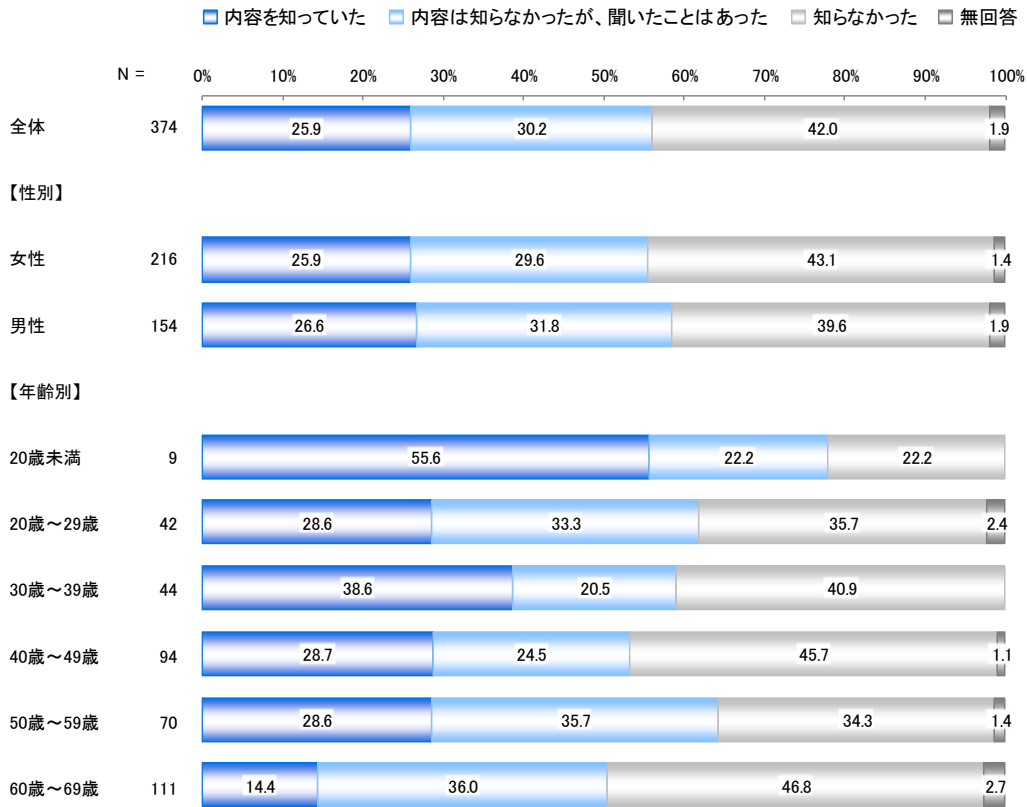


資料：平成 29 年度「岐阜県男女共同参画に関する県民意識調査報告書」

(12) ワーク・ライフ・バランスの認知度

ワーク・ライフ・バランス⁸の認知度については、全体・性別で見ると、いずれも「知らなかった」が約4割で最も高くなっています。(図表 39)

図表 39 ワーク・ライフ・バランスの認知度



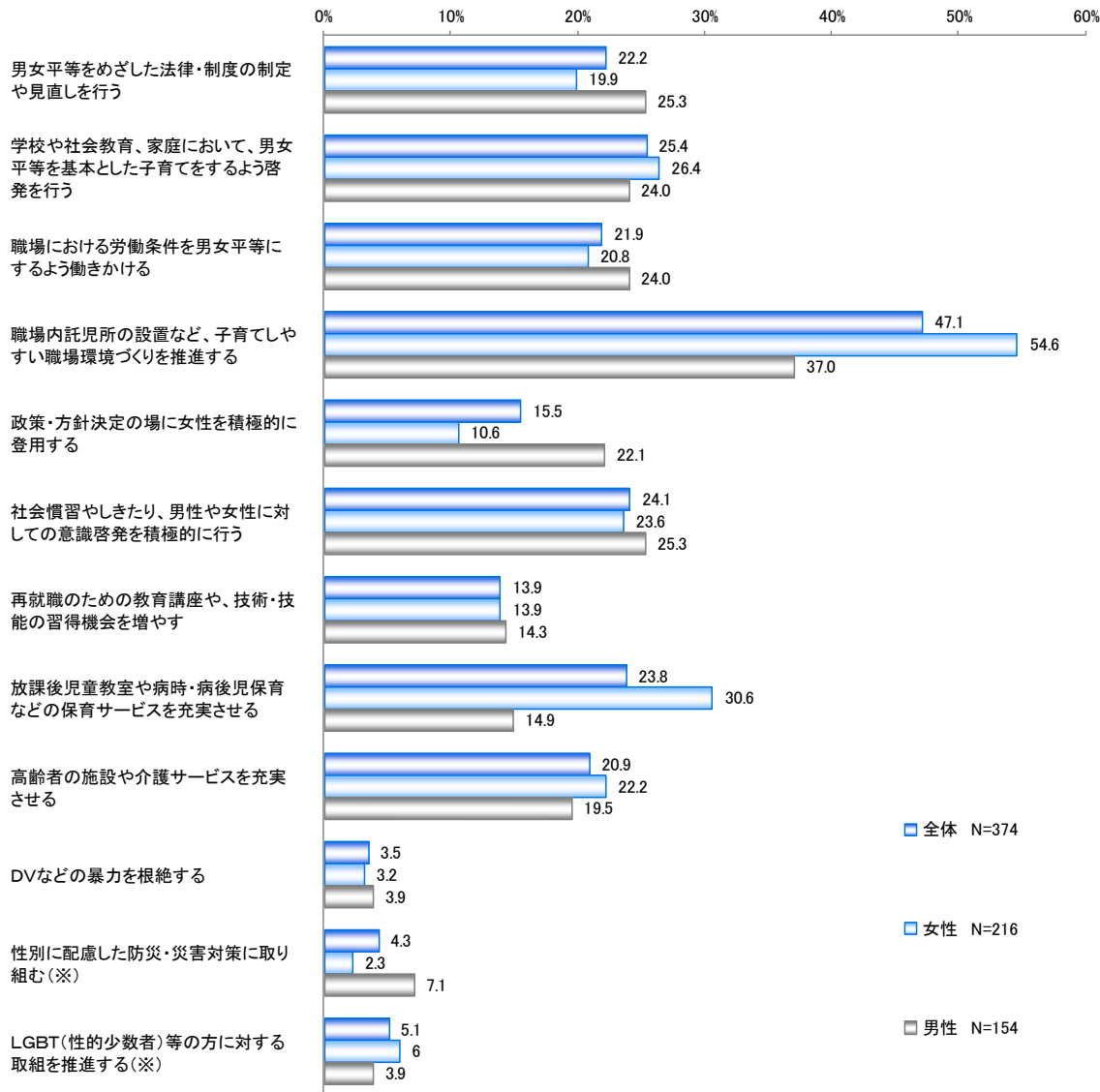
資料：平成30年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

⁸ ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」を意味し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

(13) 男女共同参画社会の実現に向けて重点を置いてほしい施策

男女共同参画社会の実現に向けて重点を置いてほしい施策については、全体・性別で見ると、「職場内託児所の設置など、子育てしやすい職場環境づくりを推進する」が最も高くなっています。(図表 40)

図表 40 男女共同参画社会の実現に向けて重点を置いてほしい施策

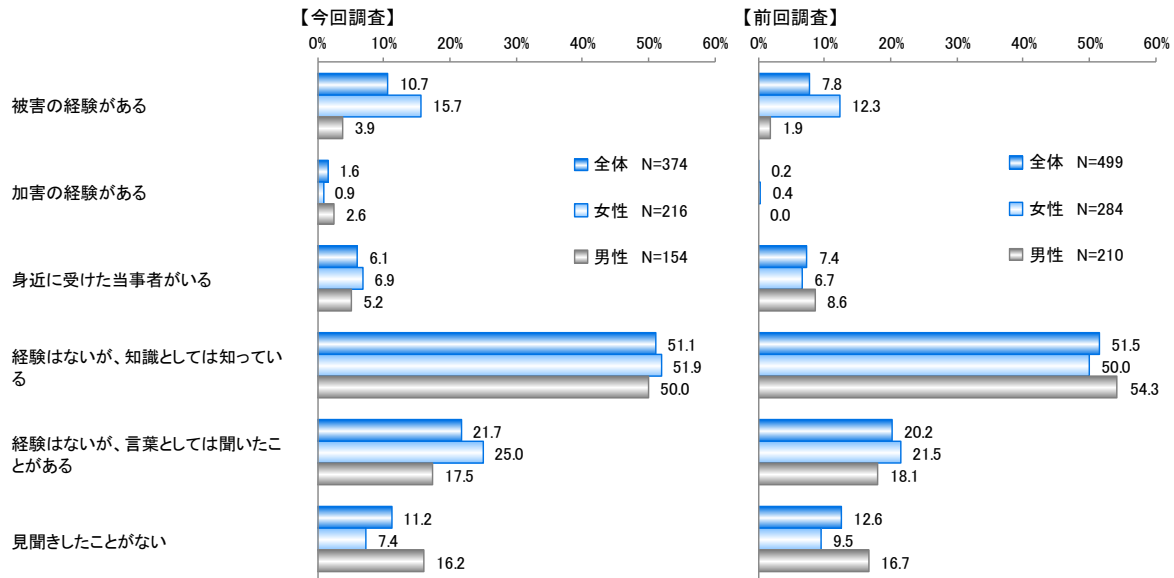


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
 平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」
 (※)は平成 30 年度のみ調査

(14) セクハラやDVの被害の経験

セクシャル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）の被害の経験については、全体で見ると、前回調査と変わらず「経験はないが、知識としては知っている」が最も高くなっており、男女とも約5割の認知度となっています。（図表 41）

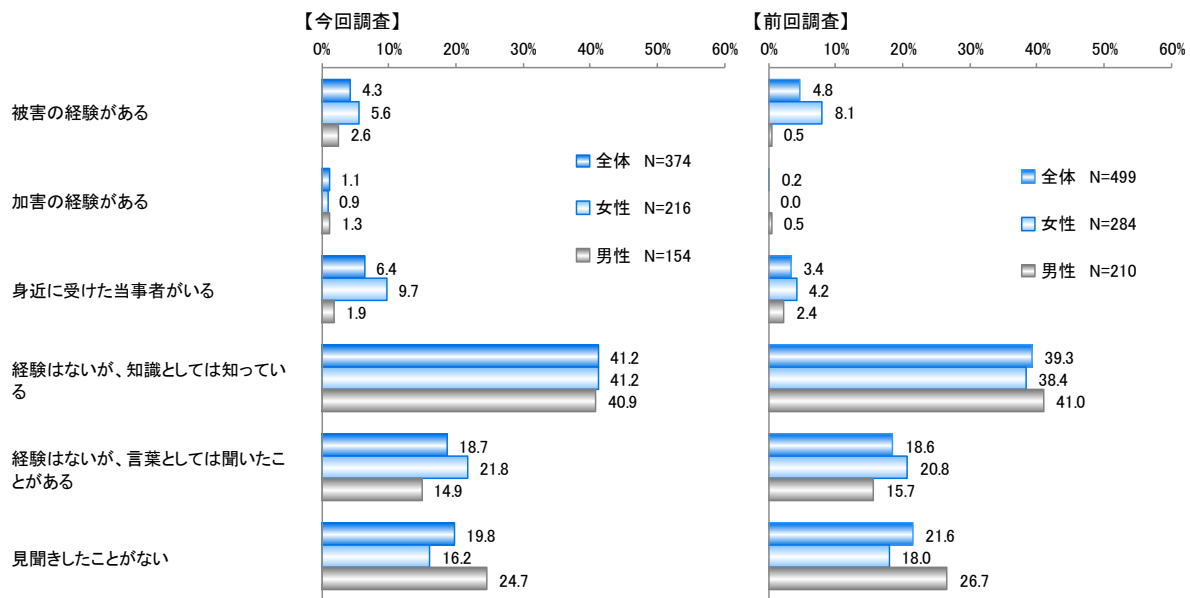
図表 41 セクハラ被害の経験について



資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」

DVの被害の経験については、全体で見ると、前回調査と変わらず「経験はないが、知識としては知っている」が最も高く、男女とも約4割の認知度となっています。（図表 42）

図表 42 配偶者からのDV被害の経験について

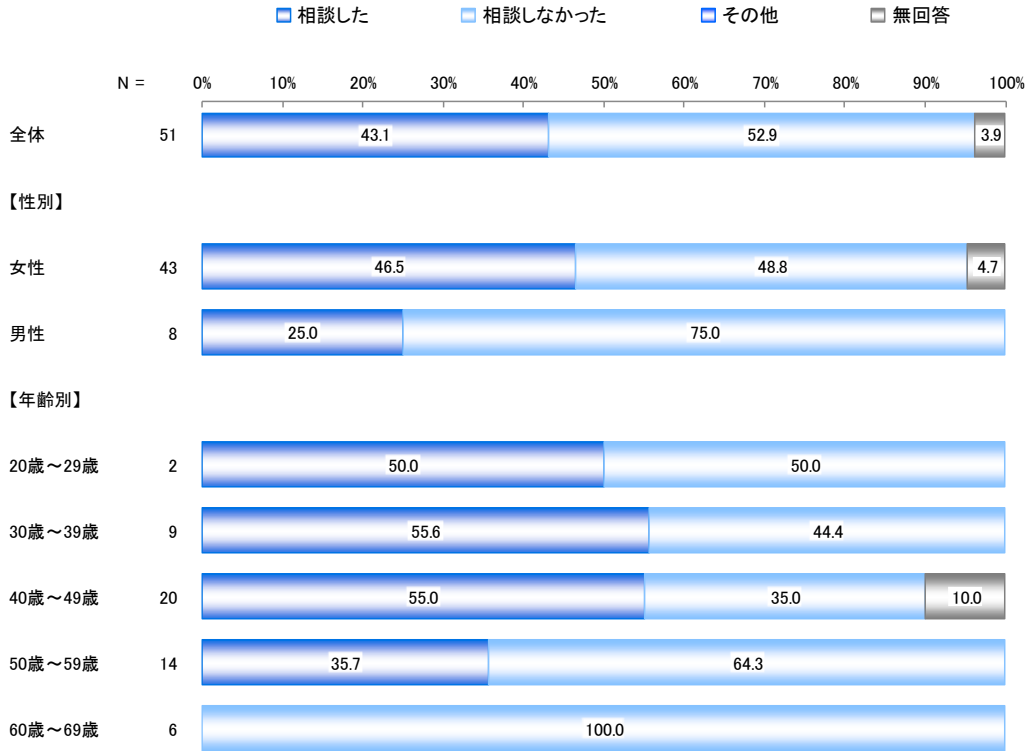


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」

(15) セクハラやDVの被害にあった際の相談

セクハラやDVの被害にあった際の相談については、全体で見ると、「相談しなかった」が52.9%で最も高くなっています。(図表 43)

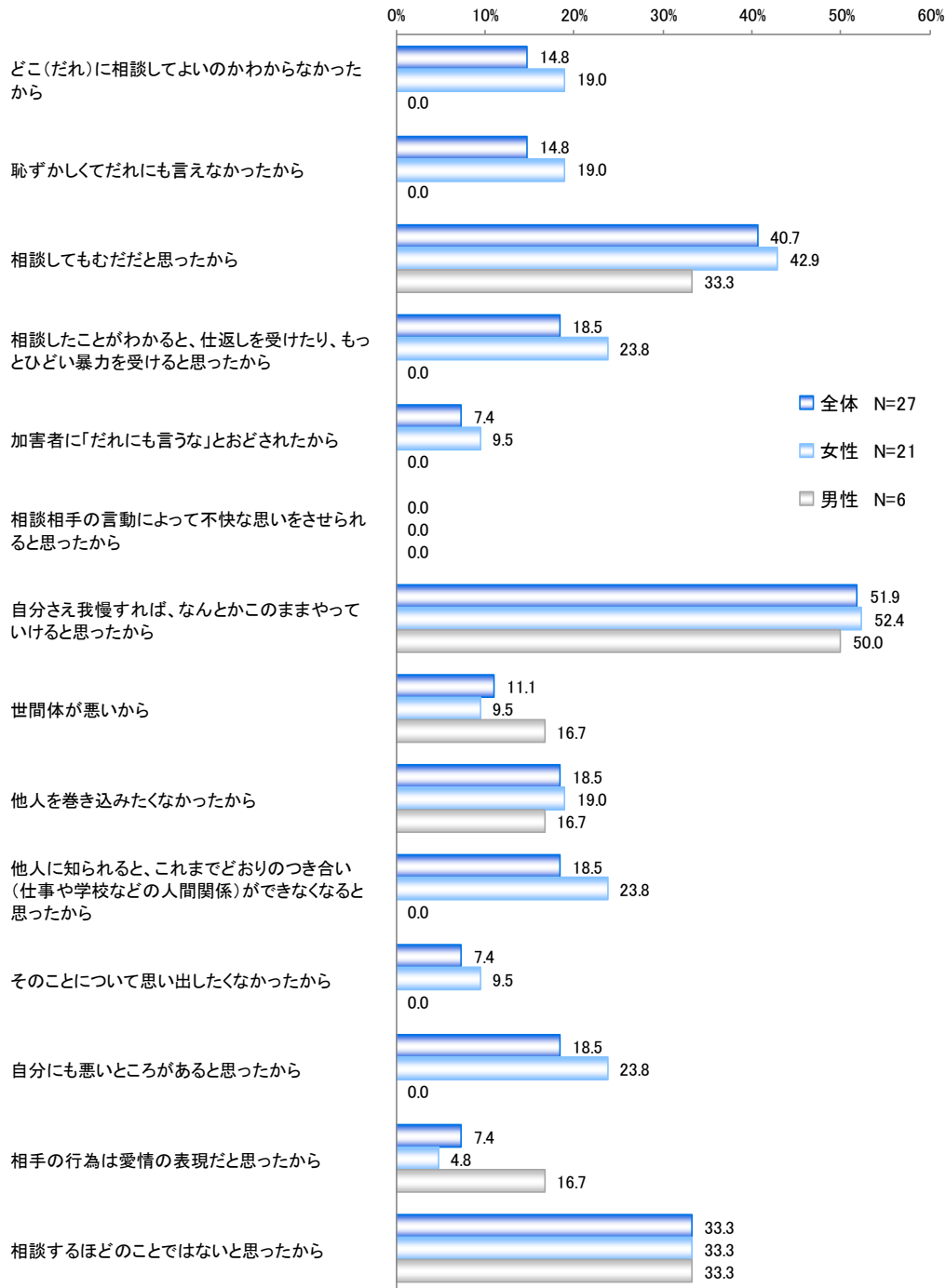
図表 43 セクハラやDVの被害にあった際の相談



資料：平成30年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

セクハラやDVの被害にあった際に相談しなかった理由については、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」が最も高くなっています。(図表 44)

図表 44 セクハラやDVの被害にあった際に相談しなかった理由

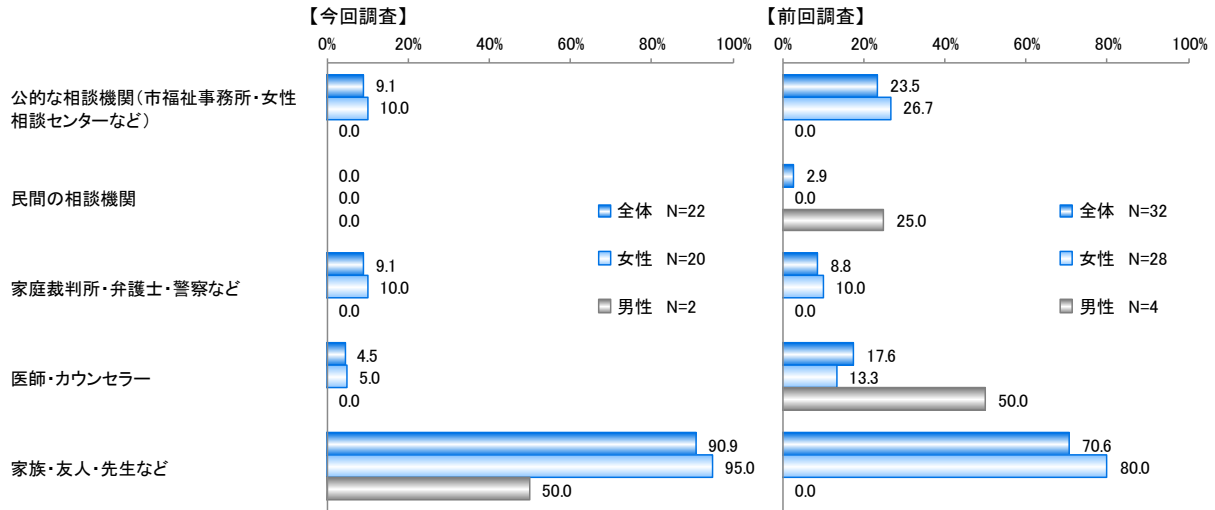


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

(16) セクハラやDVの被害にあった際の相談先

セクハラやDVの被害にあった際の相談先については、全体・性別で見ると、前回調査と変わらず「家族・友人・先生など」が最も高くなっており、公的な相談機関、民間の相談機関の割合は低くなっています。(図表 45)

図表 45 セクハラやDVの相談先

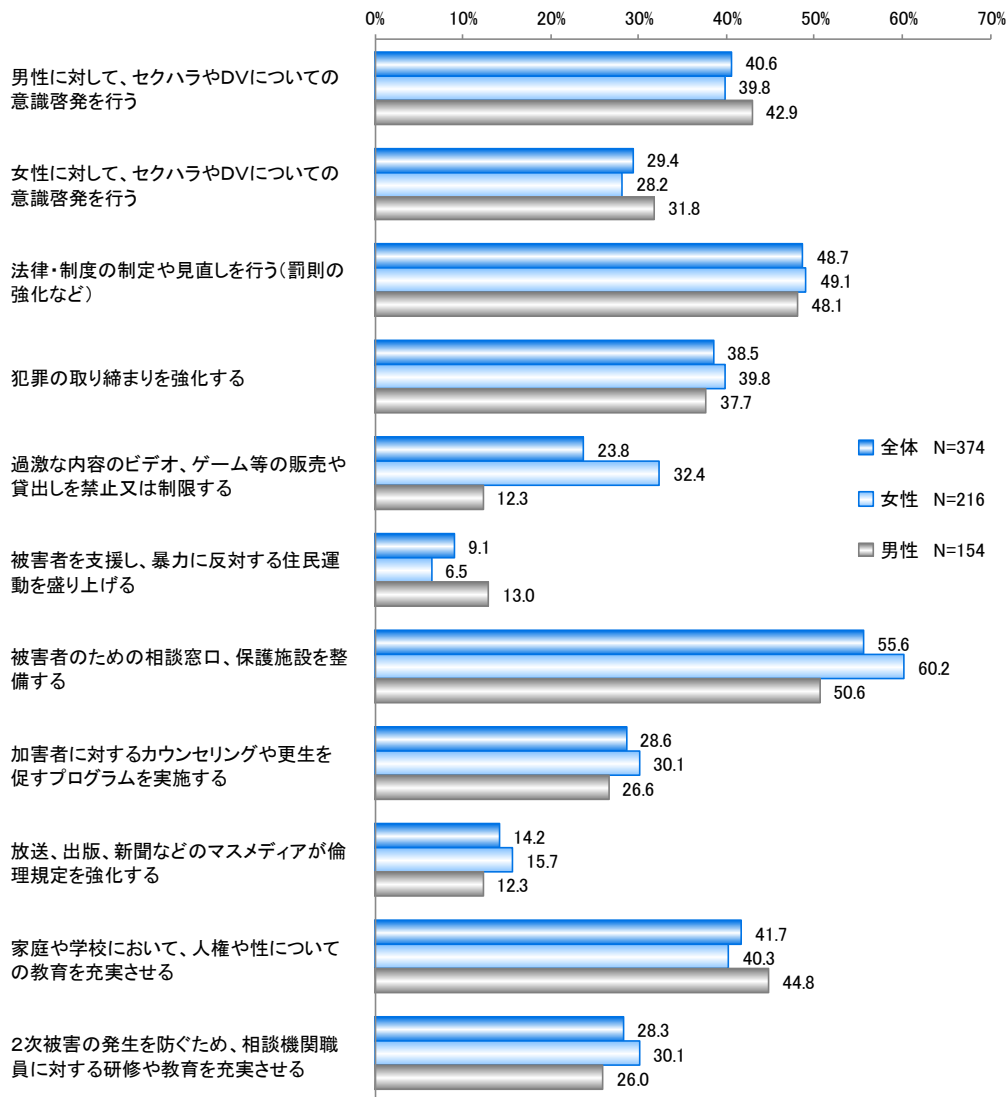


資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」
平成 25 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査（前回調査）」

(17) セクハラやDVの被害をなくすための方策

セクハラやDVの被害をなくすための方策については、全体・性別で見ると、いずれも「被害者のための相談窓口、保護施設を整備する」が最も高くなっています。次いで「法律・制度の制定や見直しを行う（罰則の強化など）」、「家庭や学校において、人権や性についての教育を充実させる」が高くなっています。（図表 46）

図表 46 セクハラやDVの被害をなくすための方策



資料：平成 30 年度「羽島市男女共同参画に関する市民意識調査」

第3章 プランの内容

1 基本理念

本プランの基本理念は、性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すことにあります。

本プランでは、憲法第11条及び第13条に定められている基本的人権の享有と個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重に基づき、男女が社会の対等な構成員としてともに認め合い、責任を担うパートナーシップを確立し、あらゆる分野に参画できる社会の形成に努めます。

男女共同参画社会の一層の推進を図るため、男女共同参画社会基本法を踏まえ、次の5つの「基本的視点」を定め、5つの「基本目標」、10の「方針」及び23の「施策の方向」を体系化しました。



基本的視点

- 男女の人権尊重
- ジェンダー（社会的性別）に敏感な視点
- パートナーシップ⁹
- 女性のエンパワーメント⁹
- 新しい価値観、生き方の提案

⁹ 女性のエンパワーメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

2 重点的な取組方針

市民意識調査（平成 30 年度実施）では、男女共同参画社会の実現に向けて重点を置いてほしい施策については、男女ともに「職場内託児所の設置など、子育てしやすい職場環境づくりを推進する」が最も高くなっています。

次いで女性は「放課後児童教室や病児・病後児保育などの保育サービスを充実させる」といった保育サービスに関する要望が高くなっています。一方、男性は「男女平等を目指した法律・制度の制定や見直しを行う」や「社会慣習やしきたり、男性や女性に対しての意識啓発を積極的に行う」が高くなっており、啓発面の施策が求められています。

本市の現状を踏まえ、以下の 3 つを重点的な取組みとして位置づけます。また、取組みの効果測定を行うため、それぞれに指標¹⁰を設定しています。

◆男女共同参画に関する正しい理解の普及

男女共同参画社会とは、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる分野で、性別にとらわれず個性や能力が認められ、また、男女が平等に責任を分かちあう社会を意味します。近年、男女共同参画への理解は進んでいるものの、市民意識調査の結果からみても依然として固定的性別役割分担意識は根強く残っていることがわかります。

そのため、「男性だから…」、「女性だから…」という考え方に捉われず、すべての人が平等であるという意識を育てていくとともに、生涯にわたり、健幸で充実した生活が送れるよう、支援していく必要があります。

指標名	家庭生活において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	基準値	目標値
		34.8%	50%

※P. 49 施策 No. 15

指標名	地域活動の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	基準値	目標値
		33.7%	50%

※P. 50 施策 No. 18

◆女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

少子化・高齢化により労働力人口が減少する中、女性をはじめとする多様な人材の能力を活用することは、持続可能な住みやすい社会の実現に不可欠です。

市民意識調査では、女性が活躍できる職場環境について、子育てと介護の両立ができる環境の整備や勤務時間の柔軟な対応が挙げられています。

また、男性の家事・育児・介護等への参画が進んでおらず、女性の社会進出を妨げる

¹⁰ 指標：基準値は平成 30 年度の数値とし、目標値は令和 6 年度の数値とする。

※ただし、これによらない場合は、() 内に記載。

各指標の算出方法等については、69 ページ「第 4 章 5 指標一覧」に記載。

要因の1つになっています。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化が進んでおり、男女が仕事と家庭を両立するための環境の整備や、女性の活躍推進に向けた施策を推進していく必要があります。

指標名	市の子育て支援企業認証数(累計)	基準値	目標値
		—	20社

※P.53 施策 No.31

指標名	国の制度 ¹¹ で認定を受けた企業数(累計)	基準値	目標値
		1社	2社

※P.54 施策 No.32

指標名	県の制度 ¹² で認定を受けた企業数(累計)	基準値	目標値
		3社	8社

※P.54 施策 No.32

◆男女間における暴力の予防と被害者支援の強化

若年層も含め市民一人ひとりが正しい理解を深め、暴力を根絶する社会的気運を醸成するとともに、被害者への相談や自立に向けた支援を充実することが重要です。

市民意識調査では、セクハラやDVにあった際の相談について、被害を受けても相談しない人が5割を超えている現状があります。

被害者にとって身近な相談窓口として公的な相談機関のさらなる周知・充実に努めるとともに、複雑化・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や、背景を理解しながら適切な対応ができるよう、体制を充実させていく必要があります。

指標名	セクハラや、DVの被害にあった際に相談しなかった人の割合	基準値	目標値
		52.9%	40%

※P.65 施策 No.83

¹¹ 国の制度：次の2つの認定制度のことをいう。

①次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業として認定される「くるみん認定」。企業は行動計画の策定等を行い、一定の基準を満たすと認定される仕組み。

②女性活躍推進法に基づき、女性活躍を推進する企業として認定される「えるぼし認定」。企業は行動計画の策定等を行い、一定基準を満たすと認定される仕組み。

¹² 県の制度：誰もが働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりを目指し、「次世代育成支援」、「介護支援」、「年次有給休暇の取得促進」、「女性の活躍推進」、「健康経営」に積極的に取り組んでいる企業として登録される「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」のなかでも特に優れている企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定される認定制度のことをいう。

3 プランの体系

			【基本目標】	【方針】
男女共同参画社会の実現	基本的視点	重点的な取組方針	1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり	1 人権を尊重する意識の醸成 2 男女平等を基本とする教育・学習の充実
			2 男女がともに働くための環境づくり 【羽島市女性活躍推進計画】	1 仕事と家庭を両立するための環境づくり 2 職場における男女平等の実現
			3 男女がともに担うまちづくり	1 女性の社会参加の促進 2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進
			4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり	1 自立を支える健幸と福祉の推進 2 心と体の健幸づくり
			5 男女間の暴力がない社会づくり 【羽島市DV防止対策基本計画】	1 暴力を許さない社会づくり 2 安心して生活できる社会づくり

【施策の方向】

- (1) 人権尊重意識高揚のための普及・啓発活動の充実
- (2) 性を尊重する意識の高揚

- (1) 学校における男女平等教育の推進
- (2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

- (1) 仕事と家庭を両立するための社会的支援
- (2) 男女ともに取り組む子育て
- (3) 仕事を続ける男女への支援

- (1) 仕事に携わる女性への支援
- (2) 市内企業に対する意識啓発

- (1) 女性の参画を促進する基盤づくり
- (2) 政策・方針決定の場への参画促進
- (3) 新たな分野への取組み

- (1) 家庭生活・地域コミュニティ活動への男女共同参画の促進
- (2) 自主的な市民活動の促進
- (3) 各種団体の活性化とネットワークづくりへの支援
- (4) 防災活動への男女共同参画の促進
- (5) 外国人との共生社会の実現

- (1) 高齢者・障がい者への支援
- (2) 生活困窮者・ひとり親家庭への支援

- (1) 生涯を通じた健幸づくり支援

- (1) 暴力を許さない市民意識の醸成

- (1) 安心して相談できる体制づくり
- (2) DV等の対策の充実

4 施策一覽

施策において、指標を設定しているものについては、「指標」欄に○印を記載し、各指標の算出方法等については、69 ページ「第4章 5 指標一覽」に記載しています。

各指標における基準値は、平成 30 年度の数値とし、目標値は、令和 6 年度の数値としています。

※ただし、これによらない場合は、() 内に記載。

前プランに位置づけがなく、本プランで新たに取り組む事業を【新規】、前プランに位置づけがあり、内容の拡充を図った事業を【拡充】と施策名の末尾に記載しています。

基本目標1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり						
方針	施策の方向	No.	施策名	指標	担当課	頁
1 人権を尊重する意識の醸成	(1) 人権尊重意識高揚のための普及・啓発活動の充実	1	人権問題啓発事業の推進	—	生涯学習課 市民相談室	47
		2		—	福祉課	47
		3	家庭教育学級の開催	○	生涯学習課	47
		4	羽島市生涯学習情報誌「学びEye はしま」による啓発	—	生涯学習課	47
		5	人権擁護委員による意識啓発	—	市民相談室	47
		6	社会人権教育推進協議会に対する意識啓発	—	生涯学習課	47
		7	男女共同参画に関する総合的な情報提供	—	市民協働課	48
		8	人権相談の実施	—	市民相談室	48
		9	LGBT等への理解促進【新規】	○	市民相談室 市民協働課	48
	(2) 性を尊重する意識の高揚	10	性教育の推進	—	学校教育課	48
		11	有害図書取り扱いについての啓発	—	学校教育課	48
2 教育・学習の充実 男女平等を基本とする	(1) 学校における男女平等教育の推進	12	男女平等教育に関する指導研究	—	学校教育課	49
		13	道徳教育の充実	○	学校教育課	49
		14	コミュニティ・スクールへの参画	○	学校教育課	49
		15	保護者に対する男女平等教育の働きかけ	○	学校教育課	49
		16	中学生向け啓発リーフレットの作成と配布	○	市民協働課 学校教育課	50
	(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進	17	学習機会と情報提供の充実	○	市民協働課	50
		18	自治会回覧による啓発	○	市民協働課	50
19		閲覧用図書による教育・学習活動の充実【拡充】	—	図書館	50	

基本目標2 男女がともに働くための環境づくり

方針	施策の方向	No.	施策名	指標	担当課	頁
1 仕事と家庭を両立するための環境づくり	(1) 仕事と家庭を両立するための社会的支援	20	ライフスタイルに対応した保育サービスの充実	—	子育て・健幸課	51
		21	放課後児童教室の実施	○	子育て・健幸課	51
		22	ファミリー・サポート・センター事業の推進	○	子育て・健幸課	51
		23	病児保育・病後児保育事業の推進	○	子育て・健幸課	52
		24	育児・介護休業制度への理解促進	—	商工観光課	52
		25	子育て相談体制の充実	—	子育て・健幸課	52
		26		○	子育て・健幸課	52
		27	介護支援体制整備の推進	—	高齢福祉課	52
		28	家庭児童相談事業の充実	—	子育て・健幸課	53
		29		○	学校教育課	53
		30	高齢者の相談窓口の充実	—	高齢福祉課	53
		31	子育て支援企業認証・表彰制度の実施【新規】	○	子育て・健幸課	53
		32	「子育てサポート企業」及び「女性活躍推進企業」制度等の紹介【新規】	○	商工観光課	54
		(2) 男女ともに取り組む子育て	33	パパママ教室の実施	○	子育て・健幸課
(3) 仕事を続ける男女への支援	34		就職・再就職に関する情報提供	—	商工観光課	54
	35		創業支援等事業計画に基づく創業支援	○	商工観光課	55
2 男女平等の実現 職場における	(1) 仕事に携わる女性への支援	36	女性の就労制度・法律に関わる情報提供	—	商工観光課	55
	(2) 市内企業に対する意識啓発	37	就労環境の改善に関わる情報提供	○	商工観光課	55

基本目標3 男女がともに担うまちづくり

方針	施策の方向	No.	施策名	指標	担当課	頁
1 女性の社会参加の促進	(1) 女性の参画を促進する基盤づくり	38	女性のスポーツ指導者の育成	—	スポーツ推進課	56
		39	女性団体の活性化の支援	—	市民協働課	56
	(2) 政策・方針決定の場への参画促進	40	審議会等への女性の登用促進	○	市民協働課及び関係課	56
		41	女性の人材発掘	○	市民協働課	56
		42	市役所の各役職段階における女性職員の積極的な登用	○	職員課	57
	(3) 新たな分野への取り組み	43	新たな分野における女性の参画促進	○	市民協働課及び関係課	57
2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進	(1) 家庭生活・地域コミュニティ活動への男女共同参画の促進	44	P T A活動への参加促進	—	生涯学習課	57
		45	地域コミュニティ活動への参加促進	—	生涯学習課	57
		46		—	市民協働課	57
	(2) 自主的な市民活動の促進	47	コミュニティセンター活動の推進	—	市民協働課	58
		48	出前講座の開催	○	生涯学習課及び関係課	58
	(3) 各種団体の活性化とネットワークづくりへの支援	49	ネットワークづくりへの活動支援	○	市民協働課及び関係課	58
	(4) 防災活動への男女共同参画の促進	50	レスキュークロス羽島の推進	○	消防本部救急指令課	58
		51	女性消防団員の推進	○	消防本部消防総務課	59
		52	防災・災害復旧活動における男女共同参画の推進【新規】	—	危機管理課	59
	(5) 外国人との共生社会の実現	53	国際交流活動の充実【拡充】	○	市民協働課	59
		54	外国人地域共生社会推進事業の実施【新規】	—	市民協働課	59
		55	多言語対応の促進【新規】	—	市民協働課及び関係課	59

基本目標4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり

方針	施策の方向	No.	施策名	指標	担当課	頁	
1 自立を支える健幸と福祉の推進	(1) 高齢者・障がい者への支援	56	地域で高齢者を支える体制づくり	○	高齢福祉課	60	
		57	高齢者の社会参画の促進	—	高齢福祉課	60	
		58	介護予防対策の推進	○	高齢福祉課	60	
		59	障がい者への経済的支援	—	保険年金課	60	
		60	総合的な障がい者施策の推進	○	福祉課	60	
		61	障がい者の自立のための環境整備【拡充】	—	子育て・健幸課	61	
		62		—	福祉課	61	
		63		○	福祉課	61	
	64	広報・啓発活動の推進	—	福祉課	61		
	(2) 生活困窮者・ひとり親家庭への支援	65	生活困窮者自立支援	○	福祉課	61	
		66	ひとり親家庭への自立支援	—	子育て・健幸課	62	
		67	ひとり親家庭への経済的支援	—	保険年金課	62	
	2 心と体の健幸づくり	(1) 生涯を通じた健幸づくり支援	68	健幸づくりの取組みへの支援	○	子育て・健幸課	62
			69	女性の生涯を通じた健幸のための支援	○	子育て・健幸課	62
70			中核医療機関としての情報の充実	—	市民病院事務局総務課	62	
71			国民健康保険及び後期高齢者医療における健康増進と疾病予防事業の推進	○	保険年金課	63	
72			県立看護大学との連携	—	市民病院事務局総務課	63	
73			喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	—	子育て・健幸課	63	
74			生涯にわたるスポーツ活動の推進	○	スポーツ推進課	63	

基本目標5 男女間の暴力がない社会づくり

方針	施策の方向	No.	施策名	指標	担当課	頁
1 暴力を許さない 社会づくり	(1) 暴力を許さない 市民意識の醸成	75	女性や子どもへの暴力の防止に関する啓発	○	子育て・健幸課	64
		76	子どもへの虐待防止対策の推進【拡充】	—	学校教育課	64
		77		—	市民相談室	64
		78		—	子育て・健幸課	64
		79		—	子育て・健幸課	64
		80		若年者に対する予防啓発	—	学校教育課
		81	各種ハラスメントの防止に向けた啓発	○	市民協働課 商工観光課	65
2 安心して生活 できる社会づくり	(1) 安心して相談で きる体制づくり	82	配偶者やパートナーからの暴力・児童虐待に関する相談体制の充実	—	子育て・健幸課	65
		83	各種相談窓口の周知・啓発	○	子育て・健幸課	65
	(2) DV等の対策の 充実	84	被害者の安全確保	—	子育て・健幸課	66
		85		—	市民課	66
		86	自立のための支援体制の充実	—	子育て・健幸課	66

基本目標 1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり

方針 1 人権を尊重する意識の醸成

(1) 人権尊重意識高揚のための普及・啓発活動の充実

男女共同参画の基本理念や「ジェンダー（社会的性別）の視点」について、正しい理解を広めていく広報・啓発活動の展開を目指します。

No.	施策名	内容	担当課	
1	人権問題啓発事業の推進	「人権を考える会」において、小中学生の人権作文の発表及び講演会、人権作品（作文・標語等）表彰を行い、人権を尊重する意識の醸成に努めます。また、「羽島市人権施策推進指針」に基づき、人権意識の高揚を図ります。	生涯学習課 市民相談室	
		「人権を考える会」において、小中学生を対象に実施する「社会を明るくする運動作文コンテスト」の最優秀者の表彰を行うとともに、その作品を広報紙や市ホームページに掲載し、非行等のない地域社会の構築について考える気運の高揚を図ります。	福祉課	
3	家庭教育学級の開催	市立幼稚園や小中学校及び義務教育学校において、防災、防犯、救急救命、情報モラルなどの家庭教育に関する学習情報を提供し、PTA及び保護者主体のもと開催される家庭教育学級の開催について支援します。また、各家庭でも取り組むことができる活動を家庭教育学級に位置づけ、母親だけでなく父親も子育てに積極的に関わられるよう努めます。	生涯学習課	
		指標名	基準値	目標値
		家庭教育学級の参加率	66.6%	70%
4	羽島市生涯学習情報誌「学びEyeはしま」による啓発	行政主催の事業、各コミュニティセンター・近隣大学主催の講座、サークル、福祉・ボランティア団体主催の行事などを広く掲載し、市民が自ら学ぶ生涯学習への参加促進を図ります。また、市民にわかりやすい誌面となるよう工夫するとともに、継続した情報提供を行い、学んだ成果を地域で活かす「地域づくり型生涯学習」につなげていきます。	生涯学習課	
5	人権擁護委員による意識啓発	人権擁護委員が1市2町（羽島市、笠松町及び岐南町）の各保育園等において、年4回行う人権啓発活動を支援します。	市民相談室	
6	社会人権教育推進協議会に対する意識啓発	自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど、市内各種団体の委員で構成する社会人権教育推進協議会において、社会教育における人権について協議し、人権に関する意識啓発に努めます。	生涯学習課	

No.	施策名	内容	担当課	
7	男女共同参画に関する総合的な情報提供	男女共同参画週間 ¹³ 等について、広報紙、市ホームページ及びSNS ¹⁴ で広く周知を図り、男女共同参画の理解の促進を図ります。また、各種講演会などの機会に国・県などのリーフレットを活用し、積極的な情報提供に努めます。	市民協働課	
8	人権相談の実施	人権相談を毎月1回開設するとともに、年2回の特設相談を実施します。人権相談の開設を広く周知し、更なる人権意識の高揚・普及に努めます。	市民相談室	
9	LGBT等への理解促進 【新規】	LGBT（性的少数者）やSOGI ¹⁵ （性的指向・性自認）等に関する正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための教育や啓発活動を進めるほか、相談の支援等を行います。	市民相談室 市民協働課	
		指標名	基準値	目標値
		LGBTの内容を知っている人の割合	35.6%	50%

（２）性を尊重する意識の高揚

男女が互いの性に対し、正しく理解し尊重し合う意識の醸成を図るとともに、青少年の健全育成に向け、有害な図書の取り扱いについて市民の理解を得るための啓発に努めます。

No.	施策名	内容	担当課
10	性教育の推進	小中学校及び義務教育学校の授業において、男女のそれぞれの身体の仕組み、心と体の相互の影響、生殖に関わる機能等について、発達段階に応じた性教育を適切かつ計画的に進めます。	学校教育課
11	有害図書取り扱いについての啓発	県青少年健全育成条例に基づく立ち入り調査を毎月実施し、強化月間（7月・11月）には複数回の調査を行います。また、有害図書・DVDの販売及び陳列掲示等について、条例遵守を店舗に働きかけます。	学校教育課

¹³ 男女共同参画週間：「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を男女共同参画週間としている。

¹⁴ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：英語の「Social Networking Service」を表記したもの。

¹⁵ SOGI（性的指向・性自認）：「Sexual Orientation」（性的指向）、「Gender Identity」（性自認）の頭文字を取った、「人の属性を表す略称」。異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のことをいう。

方針 2 男女平等を基本とする教育・学習の充実

(1) 学校における男女平等教育の推進

行政が役割を担う社会教育に加え、学校教育の場においても、男女平等教育に関する情報提供に努め、男女平等の意識を醸成します。また、保護者に対しても、男女平等教育について働きかけを行います。

No.	施策名	内容	担当課										
12	男女平等教育に関する指導研究	人権教育の中に男女平等教育を位置づけ、推進します。人権教育研修を管理職・人権教育主任・中堅教員を対象に毎年計3回実施するとともに、研修を受けた管理職・教員が各学校で伝達講習会を行うことで、小中学校及び義務教育学校における人権教育の推進を図ります。	学校教育課										
13	道徳教育の充実	道徳教育実践校の現状を把握・指導しながら、男女平等教育につながる内容を含めた総合的な道徳教育を推進します。また、「考え、議論する道徳」の実現に向け、道徳科の授業の充実を図ります。	学校教育課										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準値</th> <th>指標名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国学力・学習状況調査における豊かな人間性に関する質問の回答平均</td> <td>小学生</td> <td>市 89.2% 県 89.3% 国 90.2%</td> <td>国・県値を上回る</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>市 85.0% 県 85.4% 国 85.0%</td> <td>国・県値を上回る</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	基準値	指標名	全国学力・学習状況調査における豊かな人間性に関する質問の回答平均	小学生	市 89.2% 県 89.3% 国 90.2%	国・県値を上回る	中学生	市 85.0% 県 85.4% 国 85.0%	国・県値を上回る	
		指標名	基準値	指標名									
全国学力・学習状況調査における豊かな人間性に関する質問の回答平均	小学生	市 89.2% 県 89.3% 国 90.2%	国・県値を上回る										
	中学生	市 85.0% 県 85.4% 国 85.0%	国・県値を上回る										
14	コミュニティ・スクールへの参画	各小中学校及び義務教育学校の学校運営協議会 ¹⁶ （コミュニティ・スクール）が中心となり、家庭・地域活動において男女にとらわれず参画するよう努めます。	学校教育課										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティ・スクールの理解度</td> <td>30%</td> <td>60%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	基準値	目標値	コミュニティ・スクールの理解度	30%	60%					
		指標名	基準値	目標値									
コミュニティ・スクールの理解度	30%	60%											
15	保護者に対する男女平等教育の働きかけ	授業参観や懇談会などに、より多くの保護者が参加できるよう努めるとともに、PTAと学校が連携し、学校教育に誰もが平等に参画するよう働きかけます。	学校教育課										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭生活において男女の地位が「平等」と感じている人の割合</td> <td>34.8%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>学校教育の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合</td> <td>53.5%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	基準値	目標値	家庭生活において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	34.8%	50%	学校教育の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	53.5%	65%		
		指標名	基準値	目標値									
家庭生活において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	34.8%	50%											
学校教育の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	53.5%	65%											

¹⁶ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

No.	施策名	内容	担当課	
16	中学生向け啓発リーフレットの作成と配布	男女共同参画の啓発リーフレットの作成にあたり、社会情勢に見合った最新の動向やデータを掲載するなど内容の充実を図ります。また、そのリーフレットを各中学校及び義務教育学校へ配布・活用することにより、青年期からの男女共同参画に関する意識の醸成に努めます。	市民協働課 学校教育課	
		指標名	基準値	目標値
		各校における男女共同参画に関する授業・講演会等の実施回数（年間）	—	1回/校

（２）家庭・地域における男女平等教育の推進

図書館をはじめとする各種社会教育施設において、男女平等教育に関する情報の提供や学習環境の整備に努めます。

No.	施策名	内容	担当課	
17	学習機会と情報提供の充実	各コミュニティセンターにおいて、男女共同参画に関するチラシ等を配布し、積極的な情報提供に努めます。また、出前講座の実施により、男女平等教育に関する正しい理解と認識の普及につなげます。	市民協働課	
		指標名	基準値	目標値
		男女共同参画に関する出前講座実施回数（年間）	1回	2回
18	自治会回覧による啓発	関係部署と連携しながら、男女共同参画に関するチラシを自治会回覧することにより、積極的な情報提供に努め、男女共同参画社会に関する正しい理解と認識の普及につなげます。	市民協働課	
		指標名	基準値	目標値
		自治会回覧の実施回数（年間）	—	1回
		指標名	基準値	目標値
		地域活動の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	33.7%	50%
19	閲覧用図書による教育・学習活動の充実 【拡充】	蔵書や国・県からの白書・統計書を揃え、男女共同参画に関する情報取得の機会の提供に努めます。 <u>また、男女共同参画週間には、関連図書の展示コーナーを設置することにより、男女共同参画社会に関する正しい理解と認識の普及につなげます。</u>	図書館	

基本目標 2 男女がともに働くための環境づくり

【羽島市女性活躍推進計画¹⁷⁾】

方針 1 仕事と家庭を両立するための環境づくり

(1) 仕事と家庭を両立するための社会的支援

多様化する男女の雇用形態に応じた保育サービス等の充実により、男女がともに働きやすい環境づくりを進めます。

No.	施策名	内容	担当課	
20	ライフスタイルに対応した保育サービスの充実	多様化するライフスタイルの中で、必要とされる保育ニーズに応えるため、仕事と子育ての両立支援ができるよう保育サービスの充実に努めます。また、延長保育等の保育を実施する保育園等に対して、円滑な運営に向けた支援を行います。	子育て・健幸課	
21	放課後児童教室の実施	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。また、利用ニーズに応えるため、学校内の空き教室を活用し、場所の確保に努めるとともに、指導員を確保し、長期休暇期間の開室に対応できる体制を整えます。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		放課後児童教室待機児童数	0人	0人
22	ファミリー・サポート・センター ¹⁸⁾ 事業の推進	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）をそれぞれ会員として登録し、会員間の育児の相互援助活動を支援します。保護者の迎えが困難な場合に同制度を活用することで、働く親の育児を支援します。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		ファミリー・サポート・センター事業利用件数（年間）	465件	640件

¹⁷⁾ 羽島市女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第6条第2項に基づく、市町村推進計画に相当するもの。

¹⁸⁾ ファミリー・サポート・センター：地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

No.	施策名	内容	担当課	
23	病児保育・病後児保育事業の推進	生後7ヶ月より小学3年生までの児童の病気や病気の回復期に、保育園等での集団保育や保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合には、一時的に専用施設において保育を行い、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができるよう支援します。また、制度について、市ホームページ、広報紙、母子手帳アプリ、市子育てハンドブック等で広く周知を行います。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		病児保育・病後児保育事業利用件数(年間)	253件	350件
24	育児・介護休業制度への理解促進	市ホームページ等により、育児・介護休業制度に関する理解の普及を図るため正しい情報の提供を行います。また、同制度を利用しやすい職場環境づくりのため、羽島商工会議所や関係機関と連携を図り、市内企業、事業所への啓発に努めます。	商工観光課	
25	子育て相談体制の充実	「こんにちは赤ちゃん事業」として、保健師や各地区に在住し、母子保健活動を担う母子保健推進員が生後4か月までの乳児をもつ全家庭を訪問し、生後早期からの子育て支援を行います。	子育て・健幸課	
26		子育て相談センター(愛称:羽っぴい) ¹⁹ において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うとともに地域子育て支援拠点 ²⁰ において、状況に応じた相談ができる場を提供し、総合的な子育て支援体制の整備に努めます。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
	子育て相談センター『羽っぴい』への相談件数(年間)	27件	45件	
		地域子育て支援拠点の利用人数(年間)	28,145人	29,000人
27	介護支援体制整備の推進	家族に対する直接的な支援だけではなく、介護保険サービスの充実や地域での支援体制の推進など、さまざまな支援体制の整備に努めます。また、医療・介護従事者間の連携及び市民への在宅医療に関する普及・啓発に努め、地域包括ケアシステム ²¹ の深化・推進を図ります。	高齢福祉課	

¹⁹ 子育て相談センター：妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターとして羽島市保健センター内に平成30年4月開設。

²⁰ 地域子育て支援拠点：児童センター、保育園等市内4ヵ所に設置。主に就園前の子育て中の親子の交流、つどいの場の提供、子育ての不安解消のための相談、親子教室、セミナー、各種サークル活動等を実施。

²¹ 地域包括ケアシステム：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

No.	施策名	内容	担当課										
28	家庭児童相談事業の充実	要保護児童対策及びDV対策地域協議会を開催し、関係機関との連携強化を図り、問題解決に努めます。また、多岐にわたる相談に対応するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上に努めます。	子育て・健幸課										
29		小中学校及び義務教育学校にいじめ・不登校対策専門員を配置し、いじめや不登校等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。また、スクールソーシャルワーカー ²² を配置し、問題を抱えている児童生徒だけではなく、家庭に対して継続的な支援を行います。	学校教育課										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th colspan="2">基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学校に行くのが楽しい児童生徒の割合</td> <td>小学生</td> <td>83.1%</td> <td>86.1%</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>80.9%</td> <td>83.9%</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	基準値		目標値	学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	小学生	83.1%	86.1%	中学生	80.9%
指標名	基準値		目標値										
学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	小学生	83.1%	86.1%										
	中学生	80.9%	83.9%										
30	高齢者の相談窓口の充実	高齢者の生活実態等を把握するため、地域包括支援センター職員が継続的に個別訪問を行い、介護予防や適切な介護サービスの提供に努めます。また、介護保険制度や認知症等の相談体制の強化を図り、問題解決に向けた検討会議を開催するなど、本人や家族の支援に努めます。	高齢福祉課										
31	子育て支援企業認証・表彰制度の実施【新規】	子育てと仕事の両立や継続して働くことのできる環境づくりを目的として、市内企業の子育て等に対する取組みを表彰し、その企業を支援します。また、その企業及びその取組みを市ホームページ等で紹介することで、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	子育て・健幸課										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市の子育て支援企業認証数（累計）</td> <td>—</td> <td>20社</td> </tr> </tbody> </table>	指標名	基準値	目標値	市の子育て支援企業認証数（累計）	—	20社					
指標名	基準値	目標値											
市の子育て支援企業認証数（累計）	—	20社											

²² スクールソーシャルワーカー：いじめや不登校、その他の学校での困りごとへの対応や子どもの家庭環境等による問題に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

No.	施策名	内容	担当課	
32	「子育てサポート企業」及び「女性活躍推進企業」制度等の紹介 【新規】	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」及び岐阜県が取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定」がなされた市内企業及びその取組みを市ホームページ等で紹介することで、市内企業の認定取得件数の増加を図ります。	商工観光課	
		指標名	基準値	目標値
		国の制度で認定を受けた企業数（累計）	1社	2社
		県の制度で認定を受けた企業数（累計）	3社	8社

（２）男女ともに取り組む子育て

女性だけではなく、男性がともに子育てに取り組み、喜びも責任も分かち合うことができるような子育て環境づくりを目指します。

No.	施策名	内容	担当課	
33	パパママ教室の充実	妊婦やそのパートナーを対象とし、妊娠中の生活や出産育児について学ぶ機会を提供するとともに、より多くの男性の育児参加を促すため、内容の充実を図ります。また、母子健康手帳交付時、市ホームページ、広報紙、母子手帳アプリ、市子育てハンドブック等で参加の啓発を行います。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		パパママ教室に参加した夫婦の中での父親の参加率	96.9%	100%

（３）仕事を続ける男女への支援

仕事を続ける男女に必要とされる技術習得や再就職に関わる支援・相談体制の充実を図り、男性も女性も継続して働くことのできる環境づくりを支援します。

No.	施策名	内容	担当課等
34	就職・再就職に関する情報提供	市役所内に求人情報コーナーを設置し、ハローワークからの情報（週間求人情報、週間パート情報）の提供に努めます。	商工観光課

No.	施策名	内容	担当課等	
35	創業支援等事業計画 ²³ に基づく創業支援	創業支援等事業計画に基づき、羽島商工会議所や金融機関等の関係機関と連携しながら、創業者のニーズに応じた相談や創業に必要な知識を学ぶ機会の提供による支援を行います。	商工観光課	
		指標名	基準値	目標値
		創業支援等事業計画による創業者数(年間)	27人	30人

方針2 職場における男女平等の実現

(1) 仕事に携わる女性への支援

法律や制度の周知活用や意識啓発、相談体制の充実など、男女ともに働きやすい環境づくりを進めます。

No.	施策名	内容	担当課
36	女性の就労制度・法律に関わる情報提供	女性が働きやすい就労制度や法律に関する情報提供について、羽島商工会議所と連携を図りながら、市ホームページやパンフレット等による啓発を行います。	商工観光課

(2) 市内企業に対する意識啓発

市内に事業所を持つ企業に対して、男女が仕事と家庭を両立する上で役立つ情報の提供を行い、就労環境の改善を図ります。

No.	施策名	内容	担当課	
37	就労環境の改善に関わる情報提供	男女共同参画社会基本法や雇用機会均等法 ²⁴ 等について、羽島商工会議所と連携を図りながら、パンフレット等を配布し、就業の場における男女共同参画の促進に努めます。	商工観光課	
		指標名	基準値	目標値
		職場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	25.7%	40%

²³ 創業支援等事業計画：市町村が創業支援等事業者（地域金融機関、商工会議所、NPO法人等）とともに、創業に関する目標、支援内容、支援期間等について策定する計画。国の認定を受けることで、信用保証の特例、登録免許税の軽減、補助金等の支援措置が創業支援等事業者や創業者に適用される。

²⁴ 雇用機会均等法：職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

基本目標3 男女がともに担うまちづくり

方針1 女性の社会参加の促進

(1) 女性の参画を促進する基盤づくり

文化活動・スポーツ活動、コミュニティ活動に加え、さまざまな社会活動に参画できる女性の人材発掘や育成に積極的に取り組むとともに、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進など、男女共同参画に関する意識の醸成を図ります。

No.	施策名	内容	担当課
38	女性のスポーツ指導者の育成	スポーツ推進委員会に女性委員の活躍の場が明確に位置づけられていることを踏まえ、積極的に研修への参加を促すとともに、学んだことを発揮する機会の創出に努めます。	スポーツ推進課
39	女性団体の活性化の支援	市内で活動する羽島中央生活学校等の女性団体に対し、男女共同参画の視点を取り入れ、政治・経済・環境などについての学習の場を設けるよう助言し、活動の活性化を図ります。	市民協働課

(2) 政策・方針決定の場への参画促進

女性の視点を活かした意見を市政に反映するため、市の審議会等への女性の登用を積極的に進めます。

No.	施策名	内容	担当課	
40	審議会等への女性の登用促進	女性の視点を活かした意見を市政に反映するため、市の審議会等の委員への女性登用を積極的に進めます。	市民協働課 及び関係課	
		指標名	基準値	目標値
		審議会等委員への女性の登用率	29.5% (平成31年4月1日)	35%
41	女性の人材発掘	女性の視点を活かした意見を市政に反映するため、広報紙や市ホームページ等で呼びかけを行い、女性人材バンクの充実を図ります。	市民協働課	
		指標名	基準値	目標値
		女性人材バンクへの登録者数（累計）	32人	60人

No.	施策名	内容	担当課	
42	市役所の各役職段階における女性職員の積極的な登用	「羽島市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、市役所の各役職段階における女性職員の積極的な登用促進に努めます。	職員課	
		指標名	基準値	目標値
		市役所の各役職段階に占める女性職員の割合	部長級 5.9% 課長級 12.5% 課長補佐 30.6% 係長 28.6% (平成31年4月1日)	部長級 10% 課長級 15% 課長補佐 30% 係長 35%

(3) 新たな分野への取組み

新たな取組みを必要とする分野（科学技術、まちづくり、観光、環境など）における男女共同参画の推進や、それぞれの分野における優良事例の情報共有を行います。

No.	施策名	内容	担当課	
43	新たな分野における女性の参画促進	女性が新たな分野で活躍できるよう、広報紙や市ホームページにおいて、女性人材バンクへの登録や人材育成の講座等の紹介を行います。また、市役所内で情報共有を行い、女性の参画促進を図ります。	市民協働課 及び関係課	
		指標名	基準値	目標値
		女性人材バンクへの登録者数（累計）【再掲】	32人	60人

方針2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

(1) 家庭生活・地域コミュニティ活動への男女共同参画の促進

多様なライフスタイルを持つあらゆる世代の男女が対等なパートナーとして、家庭生活を営むとともに、地域コミュニティ活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

No.	施策名	内容	担当課
44	P T A活動への参加促進	共働き家庭が多い中、父親・母親にこだわらずP T A全体として児童生徒の健全な成長を促進し、青少年育成の進展に貢献するため、各単位P T Aの活動内容を工夫し、参加しやすいP T Aとなるよう支援します。	生涯学習課
45	地域コミュニティ活動への参加促進	社会から孤立しがちな傾向にある定年後の男性などに対し、新たな趣味や生きがいを見つけるきっかけとして講座への参加促進に努めます。また、学んだ知識や能力を地域で活かせるよう働きかけます。	生涯学習課
46		自治会運営について支援するとともに、自治会活動における役員等への女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。	市民協働課

(2) 自主的な市民活動の促進

まちづくり活動を生み出す市民交流の機会や、さまざまな活動の場において、市民が容易に情報収集できる仕組みを通して、コミュニティ活動への自主的な参加を促します。

No.	施策名	内容	担当課	
47	コミュニティセンター活動の推進	コミュニティセンターの管理・運営を支援し、講座や事業の開催時期、内容などについて、男女共同参画の推進につながる企画立案を支援します。	市民協働課	
48	出前講座の開催	市民に対して、広く学びの場を提供するため、市職員が講師となり、各種講座を行います。また、市民のニーズや社会情勢に見合った内容を提供できるよう、講座の充実を図ります。	生涯学習課 及び関係課	
		指標名	基準値	目標値
		出前講座の実施回数（年間）	82回	93回

(3) 各種団体の活性化とネットワークづくりへの支援

国、県、近隣市町との連携だけでなく、各種団体とのパートナーシップによる活動を促進するとともに、多岐にわたる活動団体相互のネットワークづくりを推進します。

No.	施策名	内容	担当課	
49	ネットワークづくりへの活動支援	NPO ²⁵ や各種団体が行う男女共同参画の推進につながる活動を支援します。また、それら団体のネットワークの形成を支援します。	市民協働課 及び関係課	
		指標名	基準値	目標値
		市民活動団体登録数（累計）	7団体	12団体

(4) 防災活動への男女共同参画の促進

男女のニーズの違いを考慮した防災対策など、防災活動に男女共同参画の視点を取り入れ、地域における安全・安心なまちづくりを推進します。

No.	施策名	内容	担当課	
50	レスキュークロス羽島 ²⁶ の推進	災害発生時、地区住民による救護活動のリーダー的存在となるよう、応急手当の普及及び啓発を行うレスキュークロス羽島の女性会員の増員及び育成を図ります。	消防本部 救急指令課	
		指標名	基準値	目標値
		レスキュークロス羽島の女性会員数（累計）	19人	25人

²⁵ NPO：民間の非営利組織のこと。福祉や環境、まちづくり、国際協力等の社会的な問題に市民が主体的に取り組んでいる組織。

²⁶ レスキュークロス羽島：応急手当普及を図り、広く地域に貢献することを目的として平成14年に設立されたボランティア団体。会員の多くは応急手当指導員・普及員に認定され、心肺蘇生法やAEDの使用方法などを指導している。

No.	施策名	内容	担当課	
51	女性消防団員の推進	火災の予防と火災による被害の軽減を図るため、女性消防団員による市民への火災予防啓発活動や防火指導に努めます。	消防本部 消防総務課	
		指標名	基準値	目標値
		女性消防団員数（累計）	15人	20人
52	防災・災害復旧活動における男女共同参画の推進 【新規】	災害発生時の避難所運営等において、女性・子ども・要配慮者に配慮した運営が行われるよう、市民への意識啓発に努めます。また、地域の自主防災活動において、女性の参画が促進されるよう働きかけます。	危機管理課	

（５）外国人との共生社会の実現

市民の国際感覚や異文化理解を深めるとともに、外国人との地域住民との交流を促進し、住みやすいまちづくりを推進します。

No.	施策名	内容	担当課	
53	国際交流活動の充実 【拡充】	市民の国際感覚を養うため、 <u>オリンピックを契機とした国際交流活動を促進するとともに</u> 、異文化理解講座等を行う羽島市国際交流協会の活動を支援します。	市民協働課	
		指標名	基準値	目標値
		国際交流協会実施講座の参加者数(年間)	605人	650人
54	外国人地域共生社会推進事業の実施 【新規】	外国人技能実習生との地域交流事業等を実施する市内在住等の市民に対し、報償金を交付し、外国人共生社会を推進します。	市民協働課	
55	多言語対応の促進 【新規】	市役所窓口や市ホームページ及び公共施設等のサインシステムの多言語化について検討を進め、外国人との共生社会の実現を促進します。	市民協働課 及び関係課	

基本目標 4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり

方針 1 自立を支える健幸と福祉の推進

(1) 高齢者・障がい者への支援

高齢者や障がいのある方が、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種福祉施策の充実を図ります。

No.	施策名	内容	担当課	
56	地域で高齢者を支える体制づくり	民生委員・児童委員と連携し、ひとり暮らし、ねたきり及び認知症高齢者の見守りを行う訪問活動や、高齢者の孤立化を防ぎ介護予防につなげる、ふれあい活動を継続して実施します。	高齢福祉課	
		指標名	基準値	目標値
		認知症サポーター養成講座受講者数(累計)	2,546人	3,950人
57	高齢者の社会参画の促進	高齢者の生きがいづくりや就労支援を促進するため、シルバー人材センターに対し、高齢者の就業機会を増やすなど社会参画活動を支援します。	高齢福祉課	
58	介護予防対策の推進	健康体操や認知症予防などの介護予防を目的とした各種教室を開催します。また、地域住民による自主的な介護予防活動を実施する団体の設立や運営を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、介護予防の担い手の育成やフォローアップ、活動内容の多様化を図ります。	高齢福祉課	
		指標名	基準値	目標値
		通いの場の運営団体数(累計)	6団体	12団体
59	障がい者への経済的支援	福祉医療制度により、重度心身障がい者が医療機関で診療を受けた際の保険診療にかかる自己負担分を助成します。また、各種福祉手当を支給し、経済的な支援に努めます。	保険年金課	
60	総合的な障がい者施策の推進	障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、サービスの充実を図るとともに、障がいのある方が社会生活を送る上で直面するさまざまな障壁等の除去に向けて、各種施策を総合的に推進します。	福祉課	
		指標名	基準値	目標値
		障がい者福祉サービスの利用者数(年間)	701人	819人

No.	施策名	内容	担当課	
61	障がい者の自立のための環境整備 【拡充】	子の発育状況により必要に応じて、療育機関を紹介するとともに、保健センターにおいて遊びの教室や心理相談を実施します。	子育て・健幸課	
62		日常会話が可能なレベルの手話の基礎知識を習得するため、手話奉仕員養成講座を開催し、手話への理解促進を深めるとともに、手話を使いやすい環境づくりの構築に努めます。	福祉課	
63		障がいのある方や、障がい児及び発達障がいの疑いがある児童及びその保護者に対し、専門の相談員が相談に応じるなど、必要な支援を行います。 <u>また、基幹相談支援センター²⁷及び地域生活支援拠点²⁸を整備し、より一層の支援体制の充実を図ります。</u>	福祉課	
		指標名	基準値	目標値
		地域生活支援拠点等の整備箇所数(累計)	-	1箇所
64	広報・啓発活動の推進	発達障害啓発週間 ²⁹ や障害者週間 ³⁰ 等の周知を広く、市ホームページ及びSNSで行うことにより、障がい者への理解促進に努めます。	福祉課	

(2) 生活困窮者・ひとり親家庭への支援

生活困窮者・ひとり親家庭の方が安心して自立した生活を送ることができるよう、就労・経済的支援を行います。

No.	施策名	内容	担当課	
65	生活困窮者自立支援	生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立を支援するため、就労・自立に関する相談支援等を行います。	福祉課	
		指標名	基準値	目標値
		生活困窮者等の就労による収入増加者数(年間)	11人	20人

²⁷ 基幹相談支援センター：地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

²⁸ 地域生活支援拠点：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。

²⁹ 発達障害啓発週間：毎年4月2日～8日を発達障害者啓発週間とし、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加すること等を促進するため、障がい者の自立及び社会参加の支援のためのさまざまな取組みを実施している。

³⁰ 障害者週間：毎年12月3日～9日を障害者週間とし、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進の啓発活動を実施している。

No.	施策名	内容	担当課
66	ひとり親家庭への自立支援	ひとり親家庭の子どもの学習支援・居場所づくりを推進するとともに、相談業務の実施に加え、生活の安定のため、就労等自立に向けた支援を行います。	子育て・健幸課
67	ひとり親家庭への経済的支援	福祉医療制度により、医療機関で診療を受けた際の保険診療にかかる自己負担分を助成します。また、児童扶養手当法に基づき、対象者に手当を支給し、経済的な支援に努めます。	保険年金課

方針 2 心と体の健幸づくり

(1) 生涯を通じた健幸づくりの支援

更年期などに起こる身体の変化についての知識の普及を進め、男女ともにその理解を深めるとともに、壮年期、老年期の健康増進と疾病予防のため、健康に関する正しい知識を普及し、健康管理への自覚を高められるよう助言・指導に努めます。

No.	施策名	内容	担当課	
68	健幸づくりの取組みへの支援	生涯を通じた健幸の保持増進のため、各種健康診査や健幸教室等の受診率向上及び啓発に努めるとともに、健幸ポイント制度の活用を図り、健幸づくりに取り組みやすい環境整備に努めます。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		健康増進等教室参加者数（年間）	1,306人	1,500人
69	女性の生涯を通じた健幸のための支援	避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害、その他女性の健康をめぐるさまざまな問題について安心して相談できる体制を整備します。また、保健センター等において、母子保健に携わる保健師等に対する研修等を行い、スタッフの資質の向上を図ります。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		妊婦健康診査の受診率	73.4%	80%
70	中核医療機関としての情報の充実	地域の保健・医療・福祉へ貢献することを目的として、定期的に市民向け講習会を開催し、最新の治療・予防・薬などの情報提供を行います。また、主に市民に向けた広報誌や、開業医・老人保健施設に向けた広報誌の発行により、病院の医療についての理解促進に努めます。	市民病院事務局 総務課	

No.	施策名	内容	担当課	
71	国民健康保険及び後期高齢者医療における健康増進と疾病予防事業の推進	生活習慣病に着目した特定健康診査（国民健康保険）、健康診査（後期高齢者医療）を実施するとともに、人間ドックの費用を助成します。また、国民健康保険では、生活習慣病の発症リスクが高い方に対する特定保健指導等を行います。	保険年金課	
		指標名	基準値	目標値
		特定健康診査の受診率	36.0%	60%
72	県立看護大学との連携	男女共同参画の視点に立った看護・介護を実践するだけでなく、地域との連携の強化及び現場の改善など、さまざまなテーマで同大学との連携を図ります。	市民病院事務局 総務課	
73	喫煙・飲酒に関する正確な情報提供	喫煙、飲酒について、その健康被害に関する情報提供を行います。特に女性については、妊娠中の喫煙や飲酒が胎児に大きな影響を及ぼすことがあるため、正確な情報提供に努めます。	子育て・健幸課	
74	生涯にわたるスポーツ活動の推進	いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、市内の総合型地域スポーツクラブの自立運営を支援します。	スポーツ推進課	
		指標名	基準値	目標値
		総合型地域スポーツクラブに加入している人数（累計）	1,471人	1,950人

基本目標5 男女間の暴力がない社会づくり

【羽島市 DV 防止対策基本計画³¹】

方針1 暴力を許さない社会づくり

(1) 暴力を許さない市民意識の醸成

配偶者やパートナーに対する暴力などの予防や根絶に向けた取組みを推進するとともに、二次被害を防止するために被害者と接することになる関係者への啓発や研修に努めます。

No.	施策名	内容	担当課	
75	女性や子どもへの暴力の防止に関する啓発	DVのほか、性犯罪や売買春、人身売買、ストーカー行為等女性の人権を著しく侵害する暴力をなくすため正しい知識の普及を図り、暴力等を容認しない環境づくりに努めます。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に相談機関のチラシの配布などの啓発活動を行います。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		DVについて知識として知っている人の割合	41.2%	50%
76	子どもへの虐待防止対策の推進 【拡充】	虐待のリスクの高い家庭について、関係機関と連携し、情報共有や定期的な見守りを行うとともに、早期対応ができる体制づくりに努めます。また、SOSの出し方について、学校・家庭・地域に広く周知します。	学校教育課	
77		人権擁護委員・岐阜地方法務局職員等による相談窓口（岐阜地方法務局に設置「子どもの人権110番」）の普及に努めます。	市民相談室	
78		関係機関と情報共有を図りながら、虐待防止に向け、早期に発見・対応できるよう努めます。また、養育環境の把握や子育てに関する助言、情報提供を実施し、子育て家庭の孤立化を防ぎ、健全な育成環境の確保に努めます。	子育て・健幸課	
79		年々増加する児童虐待に関する相談について、相談窓口の強化を図るとともに、 <u>児童福祉法に義務づけられた子ども家庭総合支援拠点³²の整備を進めます。</u>	子育て・健幸課	

³¹ 羽島市DV防止対策基本計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の第2条の3第3項に基づく、市町村基本計画に相当するもの。

³² 子ども家庭総合支援拠点：市町村に住むすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

No.	施策名	内容	担当課	
80	若年者に対する予防啓発	若年者に対して、学校における道徳教育や人権教育の中で、デートDVなど人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図ります。	学校教育課	
81	各種ハラスメント ³³ の防止に向けた啓発	市民や事業所に対し、各種ハラスメントを未然に防ぐため、関係機関と連携しながら、パンフレット等を配布するなど、正しい知識の普及に努めます。	市民協働課 商工観光課	
		指標名	基準値	目標値
		ハラスメントについて知識として知っている人の割合	—	50%

方針2 安心して生活できる社会づくり

(1) 安心して相談できる体制づくり

一層多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談体制の充実を図ります。

No.	施策名	内容	担当課	
82	配偶者やパートナーからの暴力・児童虐待に関する相談体制の充実	DV等被害者が潜在化しないよう相談しやすい窓口の設置を行うとともに、被害者の状況に応じた相談対応や助言ができるよう相談体制の充実に努めます。	子育て・健幸課	
83	各種相談窓口の周知・啓発	DV相談窓口について、イクナビ、市子育てハンドブック、広報紙等に掲載するとともに、公共施設等に窓口の連絡先等を記載したカードを設置することで、相談窓口の周知・啓発の強化を図ります。	子育て・健幸課	
		指標名	基準値	目標値
		セクハラや、DVの被害にあった際に相談しなかった人の割合	52.9%	40%

³³ 各種ハラスメント：相手に対して行われる「嫌がらせ」のことで、行う側の意識の有無には関係がないため、たとえ本人にそのつもりがない場合でも、相手を傷つける行為、苦痛を与える行為、不利益を与える行為等はハラスメントに該当する。代表的なハラスメントとして、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどが挙げられる。

(2) DV等の対策の充実

関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行うため、体制の整備に努めます。

No.	施策名	内容	担当課
84	被害者の安全確保	警察や県女性相談センター等の関係機関との連携を強化し、被害者やその同伴家族の安全確保を最優先として、必要な支援を受けることのできる体制の充実に努めます。	子育て・健幸課
85		被害者の住所等が加害者に知られることのないよう、DV及びストーーカー行為等に係る住民基本台帳事務における支援措置について、関係自治体及び関係課が連携して、被害者情報の管理を適正に行います。	市民課
86	自立のための支援体制の充実	被害者の個別状況の正確な理解に努めるとともに、本人の意思を尊重した支援を行います。また、被害者が安全かつ早期に自立に向けた生活が送れるよう関係機関等との連携を図り、適切な情報提供や経済的支援を行います。	子育て・健幸課

第4章 プランの推進

1 市役所における推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、男女共同参画に関する取組みを関係各課と連携を図り実施します。また、各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画意識を高く持ち、率先して行動できるよう意識の向上を図ります。

(1) 男女がともに活躍できる職場環境づくり

市の「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」では、女性職員の管理職登用率の促進、男性職員の育児休暇取得の推進等を位置づけ、女性職員のキャリアアップ支援や男性の家庭生活への参画を促進しています。また、子育て世代の職員を対象に柔軟な勤務形態への対応を図り、男女がともに活躍できる継続的な職場環境づくりに努めます。

(2) 男女共同参画の視点を取り入れた行政運営

男女共同参画の精神に基づく調和と均衡のとれた豊かな社会を築くために、政策・方針決定過程に男女がともに参画し、それぞれの意見を反映させるとともに、男女双方の視点に十分配慮した審議会等の運営を促進します。

男女共同参画に関する行政情報については、市ホームページや広報紙をはじめとして、フェイスブック等のSNSを活用し、積極的かつわかりやすい情報の提供に努めます。

また、男女共同参画の一層の推進に向け、申請書等に性別欄を記載する必要のない公文書については、順次、性別欄の削除に努めます。

(3) 市職員の意識改革・人材育成

市の内部における男女共同参画推進担当者の設置について、検討を進めるとともに、関係各課の連携を深め、職員の男女共同参画意識の啓発に努めます。また、職員による連絡・連携の機能を充実させ、横断的な推進体制を整備します。

これにより、女性の政策決定の場への参画及び業務配分など、ジェンダーによる差別のない組織づくりを進めていきます。

2 市民参加によるプランの推進

市民を主体としたまちづくりに向けて、既存の地域活動などにとらわれず、性差の概念にとらわれることのないさまざまな意見を集約することが必要不可欠であり、男女双方の声が反映されて、初めて誰もが住みよいまち「羽島」が実現すると言えます。

市のまちづくりに関する基本的な考え方・ルールをまとめた「羽島市まちづくり基本条例」では、市民、議会及び市長等がそれぞれの特性を理解し、役割を認識した上でお互いに対等な立場として尊重し、補足し合いながら協力する「協働」によるまちづくりを推進しています。

男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本プランをより実効性のあるものとするため、市民や有識者からなる「男女共同参画懇話会」において、進捗状況の確認を行いながら、本プランの推進を図ります。

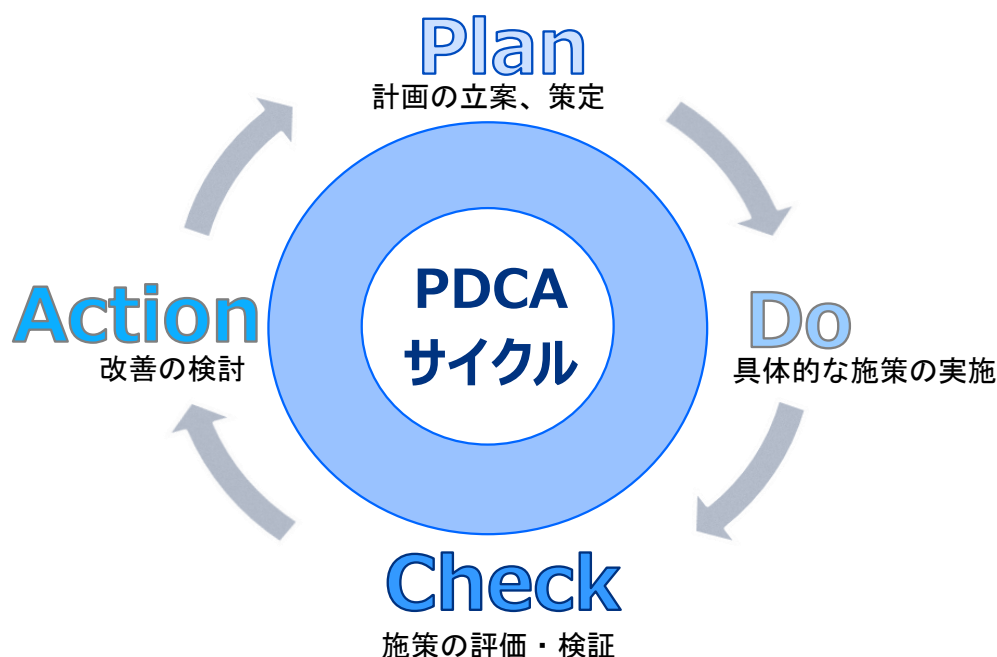
3 国・県・他の自治体との連携と情報収集

本プランを効率的かつ効果的に推進するため、国・県・他の自治体との連携を強化し、男女共同参画に関する方向性との整合を図ります。また、先進事例などの情報収集を行い、収集した情報の積極的な発信に努めます。

4 プランの進行管理

本プランでは、数値による評価が可能なものについては、施策ごとに指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況や成果を定期的に評価・検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。

「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価・検証（Check）」、「改善（Action）」のサイクルの中で、施策の実効性を高めていきます。



5 指標一覧

基準値は、平成30年度の数値とし、目標値は、令和6年度の数値としています。

※ただし、これによらない場合は、()内に記載。

羽島市第六次総合計画後期実施計画において、指標を設定しているものについては、「備考」欄に○印を記載しています。

基本目標 1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくり

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
3	家庭教育学級の開催	家庭教育学級の参加率	市立幼稚園、各小中学校及び義務教育学校の家庭教育学級の各講座に参加した人の割合(年間) 【(市立幼稚園、各小中学校及び義務教育学校の家庭教育学級の各講座参加者数/市立幼稚園、各小中学校及び義務教育学校の家庭教育学級の対象者数)×100】	66.6%	70%		47
9	LGBT等への理解促進	LGBTの内容を知っている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「LGBTの内容を知っている」と答えた市民の割合 【(LGBTの内容を知っていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数)×100】	35.6%	50%		48
13	道徳教育の充実	全国学力・学習状況調査における豊かな人間性に関する質問の回答平均	全国学力・学習状況調査(小学6年生、中学3年生対象)において、豊かな人間性(人の気持ちがわかる人間になりたいと思うかなど)に関する質問に対して、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合の平均 (年度によって質問が異なるため、年度ごとに豊かな人間性に関すると思われる質問を取り上げて平均を求める。) 【(豊かな人間性に関する質問に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒)/全国学力・学習状況調査に回答した児童生徒総数×100】	【小学生】 市 89.2% 県 89.3% 国 90.2% 【中学生】 市 85.0% 県 85.4% 国 85.0%	国・県値を上回る		49

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
14	コミュニティ・スクールへの参画	コミュニティ・スクールの理解度	市内各小中学校及び義務教育学校の保護者に対し、毎年実施する学校評価アンケートにおいて、「コミュニティ・スクールをよく理解している」と答えた保護者の割合	—	60%		49
15	保護者に対する男女平等教育の働きかけ	家庭生活において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「家庭生活において男女の地位が『平等』と感じている」と答えた市民の割合 【(家庭生活において男女の地位が『平等』と感じていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数) ×100】	34.8%	50%		49
		学校教育の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「学校教育の場において男女の地位が『平等』と感じている」と答えた市民の割合 【(学校教育の場において男女の地位が『平等』と感じていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数) ×100】	53.5%	65%		49
16	中学生向け啓発リーフレットの作成と配布	各校における男女共同参画に関する授業・講演会等の実施回数(年間)	市内各中学校における男女共同参画に関する授業・講演会等の年間実施回数	—	1回/校		50
17	学習機会と情報提供の充実	男女共同参画に関する出前講座実施回数(年間)	男女共同参画に関する出前講座の年間実施回数	1回	2回	○	50
18	自治会回覧による啓発	自治会回覧の実施回数(年間)	男女共同参画に関するチラシの自治会回覧の年間実施回数	—	1回		50
		地域活動の場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「地域活動の場において男女の地位が『平等』と感じている」と答えた市民の割合 【(地域活動の場において男女の地位が『平等』と感じていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数) ×100】	33.7%	50%		50

基本目標 2 男女がともに働くための環境づくり

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
21	放課後児童教室の実施	放課後児童教室待機児童数	放課後児童教室の待機児童数	0人	0人		51
22	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業利用件数(年間)	ファミリー・サポート・センター事業の年間利用件数	465件	640件		51
23	病児保育・病後児保育事業の推進	病児保育・病後児保育事業利用件数(年間)	病児保育・病後児保育事業の年間利用件数	253件	350件	○	52
26	子育て相談体制の充実	子育て相談センター『羽っぴい』への相談件数(年間)	子育て相談センター『羽っぴい』への年間相談件数	27件	45件	○	52
		地域子育て支援拠点の利用人数(年間)	市内地域子育て支援拠点の年間利用人数	28,145人	29,000人		52
29	家庭児童相談事業の充実	学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査(小学6年生、中学3年生対象)において、「学校に行くのが楽しい」に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 【(「学校に行くのが楽しい」に「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒)/全国学力・学習状況調査に回答した児童生徒総数×100】	【小学生】83.1% 【中学生】80.9%	【小学生】86.1% 【中学生】83.9%	○	53
31	子育て支援企業認証・表彰制度の実施	市の子育て支援企業認証数(累計)	市の子育て支援企業認証・表彰制度において、子育て支援企業として認証した累計企業数	—	20社	○	53
32	「子育てサポート企業」及び「女性活躍推進企業」制度等の紹介	国の制度で認定を受けた企業数(累計)	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」により認定を受けた累計企業数	1社	2社		54
		県の制度で認定登録を受けた企業数(累計)	県の「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定登録を受けた累計企業数	365 社	875 社		54
33	パパママ教室の充実	パパママ教室に参加した夫婦の中での父親の参加率	パパママ教室に参加した夫婦における父親の参加率	96.9%	100%		54

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
35	創業支援等事業計画に基づく創業支援	創業支援等事業計画による創業者数（年間）	市及び創業支援等事業者（羽島商工会議所、市内金融機関等）の支援を受けた年間創業者数	27人	30人	○	55
37	就労環境の改善に関わる情報提供	職場において男女の地位が「平等」と感じている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「職場において男女の地位が『平等』と感じている」と答えた市民の割合 【（職場において男女の地位が『平等』と感じていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数）×100】	25.7%	40%		55

基本目標3 男女がともに担うまちづくり

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
40	審議会等への女性の登用促進	審議会等委員への女性の登用率	審議会等委員のうち女性の割合 【（審議会等委員の女性委員数/総委員数）×100】	29.5% (平成31年4月1日)	35%	○	56
41 43	女性の人材発掘	女性人材バンクへの登録者数（累計）	市女性人材バンクへの累計登録者数	32人	60人		56 57
42	市役所の各役職段階における女性職員の積極的な登用	市役所の各役職段階に占める女性職員の割合	市役所の各役職段階に占める女性職員の割合 【（市役所の各役職段階に占める女性職員数/市役所の各役職段階職員総数）×100】	部長級 5.9% 課長級 12.5% 課長補佐 30.6% 係長 28.6% (平成31年4月1日)	部長級 10% 課長級 15% 課長補佐 30% 係長 35%		57
48	出前講座の開催	出前講座の実施回数（年間）	出前講座の年間実施回数	82回	93回	○	58
49	ネットワークづくりへの活動支援	市民活動団体登録数（累計）	市内で市民活動を行う団体のうち羽島市市民活動団体登録制度に登録している累計団体数	7団体	12団体	○	58
50	レスキュークロス羽島の推進	レスキュークロス羽島の女性会員数（累計）	レスキュークロス羽島の累計女性会員数	19人	25人		58
51	女性消防団員の推進	女性消防団員数（累計）	市における女性消防団の累計団員数	15人	20人		59
53	国際交流活動の充実	国際交流協会実施講座の参加者数（年間）	羽島市国際交流協会主催のイベント、講座等への年間参加者数	605人	650人	○	59

基本目標 4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
56	地域で高齢者を支える体制づくり	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	羽島市地域包括支援センターが実施する認知症サポーター養成講座の累計受講者数	2,546人	3,950人	○	60
58	介護予防対策の推進	通いの場の運営団体数（累計）	羽島市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが支援し、地域住民が主体となって介護予防に取り組む「通いの場」の累計運営団体数	6団体	12団体	○	60
60	総合的な障がい者施策の推進	障がい者福祉サービスの利用者数（年間）	障がい福祉サービス（障がい児通所サービス）の年間利用者数	701人	819人	○	60
63	障がい者の自立のための環境整備	地域生活支援拠点等の整備箇所数（累計）	市内に設置している地域生活支援拠点の整備箇所数	-	1箇所	○	61
65	生活困窮者自立支援	生活困窮者等の就労による収入増加者数（年間）	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度利用者における就労及び他法制度における年間の収入増加者数	11人	20人	○	61
68	健幸づくりの取り組みへの支援	健康増進等教室参加者数（年間）	成人を対象とした市内での集団健幸教室、骨粗しょう症予防教室、健幸プール教室等の年間参加者数	1,306人	1,500人	○	62
69	女性の生涯を通じた健幸のための支援	妊婦健康診査の受診率	妊婦健康診査と妊婦歯科健康診査を受診した人の割合（年間） 【(妊婦健康診査受診者数+妊婦歯科健康診査受診者数)/(妊婦健康診査受診券交付枚数+妊婦歯科健康診査受診券交付枚数)×100】	73.4%	80%	○	62
71	国民健康保険及び後期高齢者医療における健康増進と疾病予防事業の推進	特定健康診査の受診率	国民健康保険における特定健康診査を受診した人の割合（年間） 【(特定健康診査の受診人数/特定健康診査の対象者数)×100】	36.0%	60%	○	62
74	生涯にわたるスポーツ活動の推進	総合型地域スポーツクラブに加入している人数（累計）	総合型地域スポーツクラブに加入している累計人数	1,471人	1,950人	○	63

基本目標 5 男女間の暴力がない社会づくり

No.	施策名	指標名	定義【算出式】	基準値	目標値	備考	頁
75	女性や子どもへの暴力の防止に関する啓発	DVについて知識として知っている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「DVについて知識として知っている」と答えた市民の割合 【(DVについて知識として知っていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数) × 100】	41.2%	50%		64
81	各種ハラスメントの防止に向けた啓発	ハラスメントについて知識として知っている人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「ハラスメントについて知識として知っている」と答えた市民の割合 【(ハラスメントについて知識として知っていると答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数) × 100】	—	50%		65
83	各種相談窓口の周知・啓発	セクハラや、DVの被害にあった際に相談しなかった人の割合	市民意識調査に答えた市民のうち、「セクハラや、DVの被害にあった際に相談しなかった」と答えた市民の割合 【(セクハラや、DVの被害にあった際に相談しなかったと答えた市民の数/市民意識調査に答えた市民の数) × 100】	52.9%	40%		65

資料

男女共同参画社会基本法（抄）

（平成11年6月23日法律第78号）

（最終改正：平成11年12月22日法律第160号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下省略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

(一部改正：令和元年6月5日法律第24号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなけれ

ばならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の

用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項においてにおいて「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせ

ようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その

他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又

は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- (1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- (2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- (2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(以下省略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

(最終改正：令和元年6月26日法律第46号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市

町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度

の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その

申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者

に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずる

ものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定に

よる命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受け

る身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

(以下省略)

羽島市男女共同参画懇話会設置要綱

平成14年3月5日

告示第19号

(設置)

第1条 羽島市における男女共同参画プランの提言と推進に資するため、羽島市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの提言に関する事。
- (2) 男女共同参画プランの推進に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事。

(構成)

第3条 懇話会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の懇話会は、市長が招集する。

2 会議の議長は、会長とする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があるときは関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報償金)

第8条 委員が会議に出席したときは、1回当たり6,000円の報償金を支払う。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、企画部市民協働課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(羽島市男女共同参画推進懇話会設置要綱の廃止)

2 羽島市男女共同参画推進懇話会設置要綱(平成11年羽島市告示第33号)は、廃止する。

附 則(平成25年4月1日告示第75号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月26日告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

羽島市男女共同参画推進会議設置要綱

平成11年4月22日

訓令甲第6号

(設置)

第1条 羽島市における男女共同参画社会の実現に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、羽島市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの策定及び推進における関係部課間の総合的な調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副市長をもって充て、推進会議を総理する。
- 3 副会長は企画部市民協働担当部長をもって充て、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(研究部会)

第5条 推進会議の所掌事項を円滑に遂行するため、研究部会を置く。

- 2 研究部会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 推進会議に付議する事項に関する企画、調査及び研究に関すること。
 - (2) 推進会議から指示された事項の調査及び研究に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議を補助するために必要な事項に関すること。
- 3 研究部会の部会長は、市民協働課長をもって充て、部会員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、部会長は、必要と認めるときは、同表に掲げる職以外の職にある職員をもって部会員に充てることができる。
- 4 研究部会は、部会長が招集し、会議を主宰する。

(専門部会)

第6条 研究部会は、行政施策専門的事項について調査及び研究を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する職をもって組織する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、推進会議において要求があったときは、関係職員の出席を求めて意見及び説明を聴き、又は関係部課の長に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部市民協働課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月22日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日訓令甲第2号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年8月27日訓令甲第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月19日訓令甲第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令甲第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令甲第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令甲第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日訓令甲第2号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日訓令甲第4号)

この訓令は、令和元年7月19日から施行する。

附 則 (令和元年7月19日訓令甲第1号)

別表第1（第3条関係）

市長室長
総務部長
企画部長
市民部長
環境部長
健福祉部長
健福祉部子育て・健幸担当部長
産業振興部長
建設部長
水道部長
議会事務局長
教育長
教育委員会事務局長
市民病院事務局長
市民病院看護部長
消防長

別表第2（第5条関係）

市長室危機管理課長
総務部総務課長
総務部新庁舎建設推進課長
総務部職員課長
企画部総合政策課長
企画部財務課長
市民部市民課長
市民部保険年金課長
市民部生活交通安全課長
健福祉部福祉課長
健福祉部高齢福祉課長
健福祉部子育て・健幸課長
健福祉部子育て・
健幸課子ども家庭センター所長
産業振興部商工観光課長
産業振興部農政課長
市民病院事務局総務課長
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局生涯学習課長
教育委員会事務局スポーツ推進課長
消防本部消防総務課長

